

労働委員会議録第十六号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)  
午後二時三十分開議

出席委員

委員長 赤松 勇君  
理事 倉石 忠雄君 理事 持永 義夫君  
理事 山花 秀雄君 理事 矢尾 三郎君  
池田 清君 鈴木 正文君  
吉武 恵市君 黒澤 幸一君  
多賀谷 眞稔君 井堀 繁雄君  
中津 茂一君 中原 健次君  
出席國務大臣 小坂 善太郎君  
出席政府委員 中村 文彦君  
總理府事務官(調達庁事務部長) 佐久 洋君  
通商産業事務官(石炭局長) 安井 謙君  
労働事務官(労働局長) 中西 實君  
労働事務官(労働基準局長) 鶴井 光君  
労働事務官(労働基準局長) 江下 孝君  
労働事務官(労働基準局長) 關 守三郎君  
外務事務官(國際協力局長) 齋木 九郎君  
外務事務官 有吉 正君  
大蔵事務官(銀行局特殊金融課長) 有馬 元治君  
労働事務官(労働局長) 和田 勝美君  
労働事務官(労働局長) 市川 誠君  
参考人(全駐留軍労働組合中央執行委員長) 濱口 金一郎君  
専門員

職業安定行政の地方移管に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五二七四号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

参考人より意見聴取の件

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出、衆法第二号)

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君外六名提出、衆法第三号)

労働金庫法案(参議院提出、参法第四号)

労働行政に関する件

公述人選定に関する件

○赤松委員長 これより会議を開きます。

まず公述人選定に関する件についてお諮りいたします。本委員会において審議中の公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案について、この際選定しておきたいと存しますが、諸般の状況より勘案いたしましたので、その数は委員十四名といたしまして、国鉄労働組合中央執行委員長野々山一三君、全専売労働組合執行委員長平林剛君、全逓信従業員組合中央執行委員長横川正市君、全国自治団体労働組合協議会中央執行委員長占部秀男君、日本都市交通労働組合連合会中央執行委員長中山一君、全国水道労働組合連合会中央執行

委員長坂本喜一君、東京都水道局長徳善義光君、慶応大学教授室村光郎君、早稲田大学教授野村平爾君、東京大学助教授磯田進君、公共企業体等仲裁委員会委員長今井一男君、都立大学教授沼田稻次郎君、公共企業体等中央調停委員会委員長小林直人君、東京都交通局労働部長瀬口琢君、以上の方を公述人として選定したいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○赤松委員長 御異議なきものと認めまして、さよう決定いたします。

○赤松委員長 これより公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、労働金庫法案及び労働行政一般に関する件を一括議題といたします。

なお昨日の委員会において日米労働基本契約に関して意見を聴取いたしました参考人市川誠君が本日も出席されており、御了承願います。

お断りしておきますが、外務省の方の出席がないので、鶴井政府委員に対する質疑を行いたいと思ひます。質疑を許します。多賀谷直稔君。

○多賀谷委員 西日本水害後の労働事情について、再度質問したいと思ひます。ことに二十条の適用並びに二十六条の適用についてであります。私は一昨日帰つて来たわけでありまして、この問題について、次のような問題が起つております。すなわち水害によつて解雇する場合に、たとえば、ある炭鉱

におきましては、百名の従業員中二十名を解雇する、こういう場合におきまして、二十条以外の申請手続が行われている。ところが申請は却下されている。そこで当然予告手当並びに予告期間を置かなければならないということになるわけでありまして、実問題として、仕事がないのであります。そこで休業補償の対象にはならない。せつかく法で救つてもらつて予告手当をもらへるようになつておられて、あるいはまた予告期間を設けられることになつておられても、仕事がない。そこで三十日間ふら／＼しなければならぬ、一銭ももらえない。おかげで失業保険金の資格を受ける認定が遅れて、三十日損をしたというやうな事例が起つておる。この二十条の但書の適用と二十六条の関係について質問いたしたいと思ひます。

○鶴井政府委員 今の御質問の中にございまして監督署が二十条の但書の認定をしなかつたという理由が、どういう理由か存じないのでございしますが、この二十条の但書の規定と二十六条の使用上の責めに帰すべき事由によらざる休業というものの関係につきましましては、言うまでもなく二十条の場合におきましては、ここに列挙してありますように天災地変その他やむを得ない事由云々と出ております。二十六条の方は、使用者の責めに帰すべき事由による場合だけを規定して、事由によらない場合を規定してあります。従つて二十六条の方の場合の解釈をいたしましては、天災地変ももちろ

ん入りますが、それ以外にもいろいろの事由がそこに入つて来ようかと考えられるのであります。従つてこの範囲というものは、必ずしも一致しない場合が生じておるのだからと思ひます。

○多賀谷委員 監督署が二十条の但書の申請を却下したということに対しては、私は異論はない、賛成でございます。これは少くとも百名からの従業員のうちで、二十六名を解雇して、事業が継続されておる、こういう状態において、これは当然但書の適用を受けさすべきでないという、かような監督署の処置は、私はきわめて妥当であると思ひます。ところが現実問題として、この解雇の予告をやりまします。そうすると、仕事に行きましても仕事がない、天災でできない。こういうことで、せつかく却下していただいても何にもならない、こういうことになつておるわけでありまして、むしろ労働者側から言いますと、かえつてそのために失業保険を受ける資格が遅れて来た、こういうことに現実の問題として起つておるわけでありまして。そこで私はこの矛盾をどういうように労働者側としてはそれは法律の不備であるからというので片づけられるのか、一体どういうふうに考えておられるのか、この点もお尋ねいたしたいわけでありまして。

○鶴井政府委員 この問題は、やはり事実の問題につきまして解決しなければならぬと思ひますが、今のお話のやうな一応の矛盾というものは、法律的に考えられ得ると思ひます。しかし、

七月二十三日

それかといひまして、それに対するどういう措置をとるかということになりますと、これは事実の問題として、その事実について解決して行かなければならぬ。具体的に申しますと、そういう場合におきましては、使用者と労働者との話し合いにおきまして、解雇の日付を確定する前三十日の間に依願退職のような形をとりまして、それが失業保険法の給付制限を受けない趣旨の依願退職という措置も、行政運営上とらえるわけでありまして、そういう措置をも考へて参りますれば、失業保険の資格というものが行けるのではないかと、いふふうには考へます。

○多賀谷委員 龜井局長は失業保険をよく御存じないようですが、依願退職になりまして、非常に給付が遅れるわけでありまして、事業場の都合でやりまして、早く給付を受けるわけでありまして、こういうことになるわけでありまして、依願退職というのになりますと、あまり効果がない、こういうことになるわけでありまして、しかし、私は解雇予告のこの適用除外をなるべく多くやれという意味ではありません。逆の考え方でございますので、その点について、あまり二十条の解釈の問題については触れたいわけでありまして、むしろ二十六条の休業補償を何らかの形で救うてやること、私は至当であると思つております。和田監督議長は、西日本の対策に行つておられたという話であります、一体どの程度この休業補償の対象になる者があつたか、この状態をお知らせ願ひたいと思ひます。

○和田監督議長 今手元に数字を持ち合せておりませんので、数字についての

御説明はちよつとできかねますが、休業補償の手当支給を行へというものを具体的に述べられて、その数がある人というの、実は私の方で正確に把握はできなかったわけですが、具体的に労働の間でそれ／＼話し合いをしていただきまして、それで問題をケースごとにより解決をして行くという態度で、私、現地で処理をいたしまして、私の処理に当りました件数に關する限りは、失業保険と基準法との間に今御指摘のような若干のずれと申しますが、そういう問題のないように實際的に処置をして参る。数字を申し上げられませんが恐縮であります、実際の処理はそういうことで行つております。

○多賀谷委員 この休業補償の問題をめぐる労使の協議は、大きな炭鉱では實際行われておりますが、小さな炭鉱では、ほとんど問題にされてないのではありません。この休業補償を要求して持ち出すこと自体が、解雇を促進するということになります、実際はほとんど不問に付されておるのが現状でございます。そこで、炭労とか日鉱の組織に入つております組合は、比較的にまだ少ないのでありますが、その組織に入つていないような労働組合並びに労働組合の未組織の炭鉱に非常に多いのでございます。福岡県の工務課の調査によりますと、少くとも完全水没坑が八十五坑、従業員が一万三千九百八十八人、一部浸水が百二十二坑、従業員が三万七千七百十八人を推定してあるわけでありまして、これから完全水没が復旧まで七十日、それから一部浸水が十五日と仮定して数字を出しております。その金額が大體八億程度に上る。これは福岡県だけの炭鉱でございます

が、推定をしております。こういう事情から申しますと、相当多くの従業員が非常に困つてゐるということが言えるのでありまして、ことにこの状態は、社会問題を惹起するやうな憂ひが非常に多くなつてゐるのであります。また失業保険の問題につきましても、今職業安定局長が見えておられますので、あとから質問いたしますが、この前、基準局長に監督官の数が足りないのではないかと申したことを私はお尋ねしたわけでありまして、現実に何人を見ますと、監督官も足りません、また失業保険の關係に携つてゐる者が足りない。ある安定所におきましては、三百人なら三百人一人に解雇されて来ては困るので、少くとも十名程度ずつ一日ずつ言つて来てくれ、そうしなければ事務が処理できないということ、各炭鉱に割当てたということも聞いておるのであります。十名ずつ行きますと三十日かかるのであります、実際首を切られて三十日間は失業保険をもらえない。こういう状態では、自分たちが直接携つたものといふお話はされておりましたが、現実はどうなつておるか、現地の監督官はよく把握してありません。その休業補償の問題が起る場合はタツチしてあるのであります。しかしそれが二十条の適用除外ができないということになりますと、どうですかというので引下つて、その後はどうかよく知りませんというのであります、これは監督官として、はなはだ不親切であると思ひます。その後はどうやつておるかといふと、こそつと行つて失業保険をもらつ

てゐる、こういうのが現実でありまして、せつかく法があつて法の保護をしてやろうという監督官が、その後全然放置をしてゐる。――放置してゐるわけではないのであります、実際は人が足らなくて、わざ／＼言つて来る分だけについて話を聞いておるだけでも時間が足りない、こういう状態でありまして、この点は何とか早く処理してもらひたい、かように考へております。

○龜井政府委員 労使双方の責めに帰すべからざる事由によりまして休業を余儀なくされた場合におきましては、これは基準法の外の問題になるわけでありまして、その場合に、使用者としましては、労働者の生活の窮迫の状況に對しまして、何らかの形において見舞金なり、あるいは手当なりを出したいという気持がありながら、単に資金がないために、そういう操作ができないといふものにつきます、結局これは融資の問題になつて来ると思ひます。融資の問題につきましても、先般の本委員会において申し上げました通り、通産省と今タイアップいたしましたので、従来出された中小企業關係のいろ／＼な融資、たとえば国庫の余裕金の預託、国民金融公庫、商工中金、開發銀行あるいは信用保險、こういう機関における貸付については、運轉資金として貸付の対象になつておるものには、貸金の遅払いその他のための資

金としての貸付を認めるという話し合いが実は進みまして、金融機關におきましては下部の金融機關にこれを伝達せしめ、通産省はまた通産省から伝達してもらふよう要請をいたしました。われわれはまたわれ／＼の機關にこれを通達いたしました、その間の融資の円滑な処理を期待いたしておるわけでございます。失業保険をどうするかという問題は私の所管でございせん、ので、はつきりした答弁を申し上げかねますが、しかしできるだけそういう場合における失業保険の運用という面の処理は、労働省としても考へて行くべきではないかという気持を持つておる次第であります。

○多賀谷委員 いかに商工中金なり開發銀行を通じて中小炭鉱に融資をされまして、労働者のこの休業補償までは絶対に行かないと私は確言しても間違いないと思ふ。現に賃金でさえ十分くれないのに、法的な義務のないものをやるはずがない。われ／＼は今までの例から考へて、さう思うのであります。これは現実こういう問題が起つておる山に行つてみますと、休業補償と言ふことすらあふないのだといふことを言つておる。あふないといふことは、いろ／＼な意味がありまして、けれども、あふないのだといふことで、労働組合はおくびにも出さないでいるといふのが現実であります。そういうような近代的な労働關係になつていよう中小炭鉱においては、こういう見舞金を出すといふことは、労働省は机の上で考へておられるかもしれませんが、およそ現実の炭鉱、ことに中小炭鉱においては、考へ得られないのであります。これと同じような事件がありまし

た。日通関係、ことに鉄道の破損によりますところの日通関係が全部五日、六日休業をやっております。しかし、日通はほとんど払っております。しかし、おきましても払うでしょう。しかし、炭鉱のような状態においては、ほとんど払われていない。また見舞金すら全然金をやらない。そこで、融資をすれば見舞金の考え方は、非常に甘いと思うのであります。私は法的な根拠のない休業補償、融資をしたから何とかやつてくれるだろう、こういうことでは、絶対に敷かないと思うのであります。そこでこの法的な措置、法の運営によつて、あるいは法の運営の中で、できなければ立法措置を当然考えられなければ、この休業補償の問題は片づかないと考えるのであります。ことに一般の現実の工場をながめると、休業補償の問題はあまり起つておりません。これはなぜ起らないかという、復旧だけ、取片づけだけで従業員の手が足りないという状態、実際はそういうことが起つていないという状況であります。ところが現実には炭鉱の場合、坑内では大体一三％ぐらいの人がいらない、あとはあふれておるといふ状態になつておる。そこで炭鉱の場合はことに休業補償の問題が大きくクローズ・アップされるわけでありまして、ぜひこれは法的な運営並びに法的な措置によつて解決しなければならぬ、かように考えるものであります。私は、基準局長以外に見えておりませんので、関係政府委員が見えましてから再度質問をいたしたい、かように考えます。

○赤松委員長 この際委員の皆さんに御報告しておきますが、持水委員より要求のございました大蔵省銀行局特殊金融課長の有吉君がたまたま出席せられるよう連絡中でございます。なお日米労働基本契約に関する昨日以来の質問につきまして、本日外務省の伊藤国際協力局長の出席を求めたのでございますが、MSA第三次会談に出席のため、かわりまして国際協力局長の次長岡君が出席するということになつておりますが、時間の都合で四時にしていただきましたという申入れがございまして、齋木説明員が来ておられます。また通産大臣は、参議院の予算委員会に出ておまして、向うが済み次第こちらへ出席するという回答がございました。それから労働大臣は今呼んでおります。

○黒澤委員 労働行政一般につきまして、労働大臣にお尋ねしたいのであります。今見えておるので、時間の関係上基準局長にお尋ねしたいと思ひます。なお、お尋ねのあとで、労働大臣にお尋ねする点がありましたら、その点だけをあとに留保しておきたいと思ひます。

御承知のように労働基準法は、その第一条に規定してあります通り、労働者の労働条件の最低の基準を定めまして、これを遵守することによりまして労働者の生活の安定と地位の向上をはかり、わが国産業の正常な発展に寄与すること、本法の根本精神だと私は考えております。従ひまして、労働基準法の執行の結果労働者の職を奪つたり、不利益な結果をもたらすがごときことがあつてはならないと私は考えております。またたとい労働者に、法に抵触することがありたいしても、

法の執行にあたりましては、労働者の生活を脅かすことが結果を招くことは、極力避けなければならぬと考へておるのであります。ところが、このように本法の執行によりまして多数の労働者が職を失ひまして、非常に生活の困難に陥つておる事態が起つておるのであります。それは宇都宮市から六キロほど離れたところにある大谷石の石材採掘場が百三十七箇所あります。使用者が百二十二名という非常にかわつた事業場でございます。そこで働いておる採掘労働者は、半農、半商の人々であります。それを合算すると約三千名の労働者がこの大谷石の採掘場で働いておられます。小さい事業場におきましては、労働者が五、六名、多いところで百五、六十名内外の事業場でありまして、この従業員の中に女子及び年少の労働者が約六百七十名ほどおるのであります。その大部分がいわゆる坑内労働者であります。坑内と言ひましても、炭坑あるいは金属鉱山と違ひまして、深いところでありまして八メートル内外、浅い坑内は数メートルしかないという坑内でありま

す。この女子、年少者の坑内労働者に対しては、五月三十一日を限つて女子、年少者の坑内就労の禁止命令を出しまして、これを徹底的に今断行してゐるような次第でございます。申すまでもなく労働基準法の六十四条には、満十八歳に達しない者または女子は坑内労働を禁止せられてゐるのであります。それから、他の事業場の女子、年少者が本法の坑内就労の禁止の条項を適用されませんならば、これはやむを得ないのであります。かようなかわつた石材採掘場に働いておる女子、年少者を、炭鉱あるいは金属鉱山に働いておる女子、年少者と同様に取扱ふべきものであるかどうか。また労働基準法が施行されてから、相当な年月がたつたのであります。その間引続き数百名の女子、年少者がこの石材採掘場で坑内労働をしておたのであります。今日まで何らの手を基準局あるいは監督署においてやつておりませんが、今回突如としてかような全面的な坑内労働を禁止したという理由、原因が今日起つておるのかどうか、まずその点についてお伺ひしたいと思ひます。

○齋井政府委員 大谷石の問題につきましては、今お話の通り、労働基準法の六十四条の規定によりまして、女子の坑内の労働は禁止をされておるわけでありまして、従ひまして、法施行以来この監督を行つて参つたのでございまして、けれども、実情を申し上げますと、監督官が参りますと、一定の合図をさけるのか何か知りませんが、坑内における女子の労働者が見当たらない、こういうことがずつと引続いて参つて来たのであります。しかし、一般の世論なりあるいはそのほかの情報では、坑内で働いておる女子の労働者があるということは、耳にはするのでございまして、現実には参りますと、そういう状態であつたりするのであります。ところが、昨年の暮れになりまして、地元の新聞社の主催によりまして、この問題が非常に社会的に取上げられた。そこで労使双方の懇談会を開きました際に、女子の労働者が坑内で働いておる実態が明確に明らにされたわけでありまして、そ

こで基準局といたしまして、この問題を放置しておくわけには参らなくなつたわけでございます。また現実にはそういう問題が起つたわけでございますので、使用者側、労働者側双方を集めて、どういふ処置をすべきであるかというこの対策につきまして、話し合ひを進めたのでございまして、使用者側としましては、事の性質につきまして十分了解をつけました。また労働組合側も、この法律の規定に違反するといふことを十分承知をされまして、何らかそれに対する対策を講じたといふので、話し合ひを進めて参つたわけでございます。その結果で参るだけ坑内に働いておる女子の労働者を、露天掘りその他坑外の作業にこれを職場転換をさせるという話し合ひができたのでございまして、さらにまた、もし他に転換をする希望が参ります者については、地元の公共職業安定所を通じて就職のあつせんをするといふふうなことで、話が進んで参りました。そうして徐々にその配置転換が行われて参つて来ておりました。そこで基準局としまして、何か一定の目標を立てなければならぬと申しますのは、その実施をしますために、実は普通以上の監督と申しますか、指導と申しますか、実施して参りましたので、これを普通の状態にもどしますためには、一定の期日を定めることが有効ではないかといふことで、使用者側と話し合ひをいたしました結果、五月末日までに何とか全員の職場の転換を行いたいといふことで、話を進めて来たのでございまして、その結果は、大体うまく参つておるといふこと、この報告を受けておるわけでありまして、現在におきましては、職場の配



その他のための必要な措置につきましては、十分実情に合うような措置を講じて行きたいと考えております。

○赤松委員長 それでは黒澤君、先ほど御相談申上げたような取扱いにしたいと思いませんか。

○多賀谷委員 石炭局長にお尋ねいたします。休業補償の問題でございますが、このたびの水害によつて、労使双方の責めに帰すべからざる事由によつて休業が起つております。この休業の問題は、ただに炭坑特有の問題ではございせん、これは一般の工場の問題でもございせん、ことに炭坑は非常に大きな問題となつております。これは御承知のごとく、他の工場でありまして、復旧作業に人員がいります関係で、休業補償の問題はあまり起りませんけれども、炭坑の坑内が水没いたしますと、ほとんど作業人員はいらない、一三％くらいしかいない、こういうことが言われておるわけです。そこで現在炭坑の各山では、大なり小なり休業補償の問題で非常に紛糾いたしておる状態が起つております。また紛糾なくとも、黙つて泣き入をしておりますけれども、これはやがて社会問題として大きくなりつつある現状でございます。福岡県の調査によりますと、推定休山補償額が、一人平均賃金を大体一万五千円といたしまして、大抵八割といわれております。福岡県だけでありますから、山口、佐賀、長崎の炭坑を入れますと、相当の数に上ると思うわけですが、石炭局長は、この休業補償の問題について、一体どういふふうにお考えおられるか、また労働者にどういふように折衝されたか、この点についてお尋ね

たしたいと思ひます。

○佐久政府委員 炭坑が非常に被害を受けてまして、坑内の全坑水没あるいは一部水没のために、働きたくても場所がないという実情は、お話の通りであります。それでその労働者に対して休業補償をどうしたか、労働者どういふ相談をしたかというお尋ねでございますが、私の今までの考え方は、もちろん休業補償の問題まで及べば、たいへんけつこうでございますけれども、これは新しく法律を定めるとか、あるいは従来の法律の改正とかいうような方法もあるかもしれませんが、その前に、とにかくその炭坑に仕事のできる形態を与えなくちゃいかぬ、つまり炭坑の復旧融資の問題を、われ／＼として先にやらなくちゃならぬということとで今日までやつて来ておりますので、休業補償について、具体的にまだ労働者と相談の段階に至つておりません。

○多賀谷委員 石炭局長がそういう回答でありますので、先ほど藤井基準局長からお話のありました融資の問題も、残念ながらそこにはどうも行かないと思つております。そこで、私はこの問題につきましては、あとからまた質問をいたしたいと思ひます。せつかく石炭局長が見えておりますので、現在起つておる企業の整理の問題について若干お尋ねしたいと思ひます。すでに新聞で発表されております推定で、四万数千名の者が解雇されることになつておる、こういうことが言われております。今までの政府の石炭行政をながめて見ますと、国管の間は若干違ひましたけれども、ほとんど労働者の犠牲において行われておる。非常に出炭を要請される場合は、労働者を雇用して行く、出炭が抑制される場合は、必ずまず第一に首切りが行われておる。私はこの前の労働委員会で数字を申し上げました。日露戦争以来の日本の石炭産業における労働者の数と出炭の状況について、私は話したわけでありまして、本日は省略させていただきますが、そういう現状で、すでに労働者の犠牲において、解雇においてこれが行われておる。こういう状態に対して、一体政府はどういうような石炭行政を持つておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

る。非常に出炭を要請される場合は、労働者を雇用して行く、出炭が抑制される場合は、必ずまず第一に首切りが行われておる。私はこの前の労働委員会で数字を申し上げました。日露戦争以来の日本の石炭産業における労働者の数と出炭の状況について、私は話したわけでありまして、本日は省略させていただきますが、そういう現状で、すでに労働者の犠牲において、解雇においてこれが行われておる。こういう状態に対して、一体政府はどういうような石炭行政を持つておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○佐久政府委員 四万数千名の行政整理をやるといふお話は、私は初めて伺いますので、具体的な計画が各社にあるかどうか、つまびらかにいたしておりません。ただ石炭産業が、今日までは整備された形になつておりません。終戦直後から今日まで、もつぱらその場当りの政策をとつて来たというふうな私考しております。たとえば終戦直後においては、それまでに五千四、五百万トン出ておりました石炭が、あるいは数字にちよつと違ひがあるかもしれませんが、二千五百万トンくらいに落ちました。その後また急激に石炭の需要を満たさなければならぬということと、戦場の合理化とかいうことよりも、まず人間で掘り出すのだというふうなことのために、かなり無理な人間を入れました数字を申し上げますと、昭和二十三年には四十五万七千人炭坑労働者がおつたわけでありまして、そのときに出ました石炭の数字は三千三百七十七万トンであります。ところが今日は、労働者の数が大体三十六万五、六千という程度になりまして、出炭は四

千四百百万トンくらいになつております。つまり一時非常に出炭を急ぐ関係で、もつぱら人間を入れて、その体力で掘り出すというような措置をとつたのであります。それに付随いたしました炭住の問題なども出たわけでありまして、今後は石炭の年度の需要というものが大体どの程度のものか、それに各産業の将来の伸びとか、あるいは必要の平均化とか、あるいはまたその動力源として、石炭にどの程度依存するか、重油にどの程度依存するか、あるいは電力開発によつて動力源を電力にどの程度依存するかといふことが、だんだん明らかになるに従つて、石炭の生産計画といふものは、恒常的な形になるだらうと思ひます。そういう姿になつて、急にいふときには、ただ人間を入れておるだけだ、いらないければ人間を減らすのだというふうな均整のとれない形はなくなつて行きたい、こういうふうにお考えでございまして、その一つの考え方としていたしまして、昨年の秋に石炭の長期政策といふものを石炭局で発表いたしました。ただ、これは今後の石炭の需要がどのくらいかという見通しがつきませんので、数年前に経済安定本部で発表された石炭の五箇年計画といふものを基礎にしてつくつたものであります。ところが、今日の石炭の需要の状況から見ますと、その五箇年計画といふものが自体を再検討しなければならぬという段階に至つておるように思ひますので、先日新聞にちよつと出ておりましたが、日本の産業の動力源といふものの再検討を、通産省としてはしたいという考えでおるわけでありまして、

席)

○多賀谷委員 具体的に動力源の計画がなければ、石炭対策が立てられない、こういうお話であります。そこで現在の問題として、たとえば本年度の重油の輸入の外貨の割当あるいは輸入炭の状況、こういう問題についてわかつておればお伺いしたい。

○佐久政府委員 本年度の外炭の輸入は、一般炭については、計画には全然載せておりません。昨年度におきましては、長期にわたるストの関係で、鉄道用炭として一般炭を若干入れましたが、本年度においては、その計画は入つておりません。計画として入つておりますのは、本年度の三百六十万トンが一応の計画であります。その中の二百八十万トンくらいが強粘結炭であります。これは本年度の鉄の出鉄計画に見合ひまして、国内の北松で供給される三十八万トンほどを除いて、どうしても足りないという数字が二百八十万トンくらいになるわけでありまして、そのほか弱粘結炭として五万トンほどの計画がございまして、そのほかの計画としては練炭あるいはコークス用の無煙炭を計画し、合計して三百六十万トンくらいになつております。

それから重油の計画であります。現在輸入されております重油の大体半量は漁船に使われるものでありまして、私どもとしては、国内の石炭産業を保護するといふか、国内資源を活用するといふ観点から、できるだけ重油の輸入を抑制してほしいという見解を持つております。一方漁船関係の方からどん／＼重油を入れてもらいたい、そして重油の値段を下げてもらいたいとい

いう強い要請がございますので、その辺を調整しまして、本年度の石炭にかわる、つまりバーナーで使うところの動力源としての重油は、大体九十万キロリットル程度と記憶しております。

○多賀谷委員 ことに石炭の問題は、労働者の雇用量が非常に大でありますので、この石炭行政というのは、労働行政にきわめて関係があると思うのであります。そこで、今後これらの問題につきましても、労働委員会が十分審議したいと思っております。今、休業補償の問題に関連してありますので、石炭の問題につきましても、本日はこれで質問を終わりたいと思っております。

続いて職業安定局長にお尋ねいたします。休業補償の問題で、失業保険を適用させたらどうか。こういう問題は、この七月三日の労働委員会席で討議され、またその後私質問しておるわけでありますが、その後労働省としては、いかに考えてあるか、お尋ねをいたしたいと思います。

○江下政府委員 休業となつております今度の水害地の事業場の労働者に、失業保険を臨時に適用させられないかという問題でございます。先般来御質問もありましたので、部内でも検討してみたいと思つては、休業という形をとつております以上、その労働者に失業保険制度をそのまま使うことは、やや困難ではないかと考えております。

○多賀谷委員 では失業保険法を適用さすという点については、現在政府としては、できない、こういう見解ですか。

○江下政府委員 ただ、もちろん水害

地におきまして、離職という形で、労働者が安定所に参りまして、職業がない場合には、もちろん失業保険の適用があるわけであります。

○多賀谷委員 失業して、そうして窓口に行けば、失業保険法の適用があることはわかつておるわけですが、私が聞いておるのは、休業補償を失業保険法の適用を受けさせるかどうか。この点についてどういうふうに考えておるかというのを、質問しておるのです。本日の答弁によりまして、どうも見込みがないようでありまして、それではこの基準法ができた当初にさかのぼつて、私は再度質問したいと思つた。労働法制審議会に附帯条件まで付して、将来において労使双方の責めに帰すべからざる休業が、しばしば起り得る日本経済の情勢にあるので、政府としてはこの場合に對処すべき考慮、処置されたい、こういう強い条件のもとに通過してあります。それが今日まで全然放置されておりました。しかも今日こういうような事態が起り、多くの労働者が非常に困つておる状態において、失業保険法の適用を、運用の面においてできないというところであれば、議員立法を出せば、政府としては保険経済の面からどういふようになるか、調査があつたらお知らせ願いたいと思つております。

○江下政府委員 今までの私の申し上げましたのは、もちろん災害地におきます失業した労働者の措置には、万全の措置を講じたいという趣旨はあるわけでございます。ただ形の上で、休業という場合には、なか／＼困難な事情がある。それから、もし新しく立法措置を講ずるとしますと、かりに二

万人の者がこの適用を受け、月数にしまして二月ということに限りますと、大体二千万円程度の経費がかかります。

○多賀谷委員 保険経済として、政府から特別の融資を受けなくても、現在の保険経済でやつて行けるかどうかというのを聞いておるわけですが、たゞししたら、現在余裕金がありますから、従つて、もし法律でそういう措置をとつてもよろしいというところになりましますならば、可能と存じます。

○多賀谷委員 政府としては、臨時立法としてこれを入れる意思があるかどうか、それをお尋ねいたします。○江下政府委員 私から答弁しますのもなんでもございまして、国会に提案されまして法律が通りましますならば、労働者としては尊重いたして参りたい、かように考えております。

○多賀谷委員 再度お尋ねいたしますが、政府としては、政府みずから立法措置を講ずるという意図はないかどうか、これをお尋ねいたします。○江下政府委員 政府といたしましては、できるだけ失業保険制度の運用によりまして、これをやつて行きたいという気持は持つておりますけれども、現在のところ、政府で提案するという気持はまだございません。

○多賀谷委員 労働省にお尋ねいたしますが、水害による労働者の生活の保障といたしまして、二億三千万円の労働金庫からの融資を請願しておるはずであります。この点については、大野国務大臣は努力をするということでありま

す。非常に熱意を持つて努力するということでありましたが、その後事務手続上どういふふうになつて進捗しておりますか、お尋ねいたします。

○有馬説明員 この前の委員会におきまして、大野国務大臣が、水害地の労働者に対する労働金の融資については、極力努力をするというお話がございましたので、われ／＼事務局として、すぐ大蔵省と折衝いたしまして、大蔵省においても、今回の災害に對しては、非常の措置として、資金運用部資金を府県に短期融資しようということに大体了解がつかまして、そうしてわれ／＼の方からは関係の府県知事に對して、書面でもつて、そういう了解がついたから、短期融資の手続をとるようになつて連絡をいたしてあります。金額の点につきましては、これは現在のところ幾ら幾らという額は、まだはつきりいたしておりませんが、実情に沿つたような考え方、好意的に大蔵省では考えているということでございます。

○多賀谷委員 それは労働金庫としてのひもつきの短期融資でございますか。その点を再度お尋ねいたします。○有馬説明員 これは府県に對する短期融資でございますので、労働金庫が全責任を持つて預託すると思つて、しかし今回の災害府県には、労働金庫のないところがございますので、それは府県の責任において、労働金庫にかゝるような手続をもつて貸付の措置を考へることになるだらうと思つて、労働金庫のあるところにおいても、労働金庫の手の及ばないところもあるかと思つたので、その辺の措置は、当該府県において適宜考慮される

ことと思つております。

○井堀委員 ただいま多賀谷委員の質問に関連してありますが、前回私から質問申した場合には、労働大臣は、事務局に十分検討せしめてというお話でした。今の説明によりまして、府県にこれを融資して、府県から労働金庫へ適当な処置をという意味に同つたのでありますが、たとえば預託の場合には、どのような条件で預託されるか。さらに預託する範囲等について、どのように労働省からそれ／＼の關係当局との間に了解工作なり、お約束なりができておるかを伺つておきたいと思つております。

○有馬説明員 今回の預金部資金の短期融資は、金は一億八厘で国から県に貸す。県がさらにこれを労働金等に預託するわけでございまして、その際は県もその間にいて、さらに県が利子をとるというふうなことはやらないだらうと思つております。そうしますと、かりに一億八厘で国が短期融資しました場合に、金庫が預託を受けて金庫がさらに個々の労働者に貸し出す場合におきましては、一億八厘程度の金利でもつて貸し出せるのではないかと、かように考えております。そういたしますと、現在平均的に見まして日歩四銭で貸しておるのが平均でありますので、今回の災害地に對しては、相当有利な条件で貸付が行われるのじやないか、かように考えております。

○井堀委員 ただいま金額としてはどの程度のものが予定できるか、わかつておりましたらお答え願いたいと思つております。

○有馬説明員 先ほど多賀谷委員にお答えいたしましたように、現在のところ

ろ、金額についてはつきりしたことを、ここで御答弁することは、ちよつとできかねる状態でございます。しかし、大蔵省としましては、できるだけ御要望には沿いたい、こう言つておりますので、各県別のそれらの具体的な折衝でもつて、できる限りの金額を要望に近い金額にわれ／＼も持つて行くように努力したいと思ひます。

○井堀委員 労働省としては、大蔵省にどの程度のもので妥当かどうかという線をお示しになりましたかどうか。それから県側の要望資料に基きまして、大体二億三千万円から二億五千万円程度の要望があるということは、率直に申し述べてあります。

○有馬説明員 これは私資金課長と直接話し合つた感じでございますが、資金課長は極力好意的に考えようということでございます。金額的に、今こゝで何億というふうにはつきり申し上げることはできません。

○井堀委員 それではこういうふうに解釈してよろしうございませうか。二億ないし二億五千万円が当該金庫の要望であるということとを相手に伝えて、その要望に対して好意的な判断で大蔵当局がその道を開く、こういうふうな回答を得られておるといふふうに理解してよろしうございませうか。

○有馬説明員 そういうふうに理解していただいてけつこうだと思ひます。なおその点をもう少し大蔵当局の責任者からお答え願へば、より確実だと思ひます。

うのです。

○井堀委員 大蔵当局の御出席の機会をいただいて、なお確認をいたしたいと思ひますので、委員長の方で適當な機会をお与えくださいますように希望いたします。私の質問を打ち切ります。

○安井政府委員 ちよつと御説明申し上げます。すでに答弁があつたかと存じますが、この貸付につきましては、実は政府部内で、大野国務相が対策本部長として非常に強い要望をされまして、それに対して、最初事務的にはいろ／＼と、まだ労働金庫法が成立してないこの際、どうだろうかという議論があつたところ、この非常時だからといつていろ／＼と折衝して、今のような進行になつておりますので、今政府に対してありますのがどうだ、あれがどうだと突き詰めて御追究くださいますと、ちよつと御答弁がしにくい面があるかと思ひます。で、この間の事情をちよつと御了承いただきたいと思います。

○井堀委員 事務当局の答弁で、ある程度満足しておりますが、次官の発言で非常に私は疑義を持つております。前回の委員会、労働大臣からかなり強い決意の上で御答弁があつたところで、事務当局に検討せしめてしかるべく結論を出すというお約束でありました。そのお約束に基いて今行動が行われたことの報告があつたものと思ひますが、それを打消されるような意味の回答を得たことを、私は非常に遺憾に思ひます。と申しますのは、この事柄は、何

も多くの説明を加える必要はないと思ひます。すでに多くの労働者が、こういう天災のために非常に困窮を、し

かも雇い主と労働者との間に解決のできない労働関係、社会問題が起つてお

るのではありませんから、政治的責任、政府の政策をもつて救済しなければならぬ必要はないことは、多くを申し上げる必要はないのであります。従つて、その責任の衝にある国務大臣からは、かなりはつきりした答弁が行われておるのであります。それと今の次官の御答弁とは、はなはだしく食い違つておる。私も、大野国務大臣の答弁が誠意あるものと理解してお尋ねをしたのです。こういう事柄について

は、多くを述べる必要はないと思ひますが、労働者のこういう場合に、おける消費資金、生活困難の場合の救済の唯一のこの金融機関を、私もか

らえば、当然大蔵当局がこの金庫を通じて労働者の苦救を救うという措置が妥当であるとすら考へて質問いたしましたのであります。それを、今事務当局の答弁によりますと、はなはだ不満足ではあるけれども、ややわれ／＼の希望に近い形を打出されておりましたので、質問を打ち切らうと思ひましたところ、突如次官から、それを打消すとい

うようなことで、はなはだ遺憾に思ひます。何かの誤解ではないかと思ひますが、確認をする意味で、お尋ねを次官にいたしておきます。

○安井政府委員 私の突然の補足説明が、非常に誤解をいたして恐縮に存する次第であります。決して今おつしやいますように、私の意思がブレーキをかけるということではなく、今の政府のそういう大野国務相の強い要望のために、われ／＼が事務上多少法律がでないという問題で、話があつたにかかわらず、努力をいたして

いう衷情をお認めいただきたい、そういうつもりで申し上げたのでありま

す。金額その他の点につきまして、地元からまだ正確な数字の要求などないものでありますから、その点について御満足の方へ御答弁ができないことを、たいへん残念に思つておる次第を申し上げたのであります。決して他意あるものじやございませんので、御了承を願ひます。

○井堀委員 それでは、ただいまの答弁を、こういうふうには理解したいと思ひます。事務当局のお答えになりました事柄については、何ら変更を要しないのみならず、積極的な意思において希望が十分いられなかつた、その点を次官から弁解されたという意味での発言であつたといふふうに理解してよろしうございませうか。

○安井政府委員 十分いられなかつたと申しますか、大いに努力をいたしておりますが、まだ十分な結論に到達しない点をたいへん遺憾に存しておる次第であります。

○井堀委員 それでは今後一段と努力をこの点についてお払いになる御意思があるといふふうに理解してよろしうございませうか。

○安井政府委員 おつしやる通りです。

員会におきましては、これは特別調

達庁極東海軍関係の例の首切りの問題であります。この前の政府当局の御答弁によりますと、明らかにこれは不当労働関係である、しかし問題がアメリカとの関係にあるので目下折衝中であるといふような御答弁をなすつて、比較的時間に解決できる目途がある、こういうふうにお答えをなすつたようにこちらでは承知しておるのでござ

います。問題は、これは去年の暮れからの問題で、たとえば失業手当を国からいただくまでも、これは半年で大体打ち切りになりますので、目下路頭に迷うといふような状態です。またこのままこれを放置しておきますと、いろいろ生活窮乏から、やむを得ぬといふようなことで、不祥事態がそれらの人々の生活の上に現われて来るということも懸念されますので、この問題につ

きまして、基準局の方ではどうお考えになつておるかという点を、もう一度お聞かせを願ひたいと思ひます。

○井堀委員 この経過につきましては、御承知と思ひますので省略しますが、この前の委員会でも申し上げた通りに、外務省といたしましては、日米合同委員会にこの問題を提出しまして、できるだけ早く処理をいたしたいというので、外交折衝を進めていたものであります。昨日外務省と連絡いたしました結果、昨日の合同委員会に提案されたものでありまして、まだ結論に到達しなかつた、きのう一日では結論に到達しなかつたといふことを聞いておりますが、外務省としましては、極力この問題についても早期の解決に努力をされておるようでありま

す。われ／＼もまたお話の通り失業保





のようになんか出るのかもしれないが、そうなりますと——私はあなたを外務省の少くとも首脳部の一人として考えておりますが、これはたいへんです。そんなのんきな考えで今後の対米関係を取扱われたのでは、日本の国民はたまつたものではありません。今問題になつておりますのは、簡単に申し上げますと、憲法を蹂躪してある。日本の憲法は、もう問題になつておりません。同時に、その憲法と関連いたします労働関係諸法規は、まったく無視されておるわけなんです。従つてわれわれとしては、そういうようなとりきめが米軍側と、法律上の雇用者といわれておる調達庁長官との間にとりきめられなければならぬ。いや、とりきめられるようなおそれがあるような状況になつておるのでありますが、そんなつて来ますと、私はやはりもう一度、これは傍観者のような立場ではなしに、労働者、調達庁、外務省の三者が密つて合議されて、一体どの点が日本としてはがまんのならぬ点であるかの観念の統一をやつていただきたい。その上に立つて、三者が向うとの折衝に關して、何といひますか、共同闘争をやつてもらいたい。国民としてもこれは考へておりますが、まずもつてその直接の衝に当られる皆さんの方で、この点を私は真剣にお考え願わないといけないと思ふ。私がきつきから申しますように、ことにこれは行政協定によるのでありますから、行政協定を承認させるために、何といひますか、いろいろ巧みな言葉をもてあそばれた今の外務大臣、その外務大臣の所管する外務省としては、もちろん予想のことは言われないうと思ふが、予

想のことどころじやなくて、まづ先に心配されるべきだと思ふ。もしこういうことを実は予想しておつたのだとするならば、行政協定締結に際して、日本国民を裏切つたといわなければならぬと思ひます。おそらくそうじやありませんまい。その点、どうしても解釈上大きなあやまちを犯してあるのであります。向うは容赦なく行政協定の条項をあけてびし／＼と迫つております。この条文によつてこのことを契約する、ちやんとする／＼ととりきめをやつております。そうすると日本政府としては、ぐうの音も出ないということになります。それではたまらぬのでありますから、この点は特に外務省の当局に御忠告申し上げておきます。

これ以上申し上げるのはいかかとお考えますので差控えますが、なお私のお尋ねしたいことは、さらに調達庁長官、あるいは長官の代理でもけつこうです、並びに労働大臣が出席されましたから質疑を続けます。

○井堀委員 市川参考人に、二お尋ねをしておきたいと思ひます。先日米労働基本契約につきましての経緯につきましては、十分理解することができました。ただ、この機会にぜひ具体的な点についてお尋ねを試みたいと思ひます。それは従来——従来といひましても、独立後きつめて短かい期間でありましようが、その間にそれ／＼の場所において、日本の労働三法に基いて、労働協約ないしは労働条件の問題において、交渉がたび／＼行われたものと思ふのであります。その際に、参考人の所屬する団体といひましても、日本の労働三法とはなはだしく食い違つた不合理な圧制的な条件が、ど

のようものがあつたか、数多いものと思ひますが、ごく端的な一、二の事例でけつこうでありますから、お述べをいただきたいと思ふのであります。私自身、直接従業員から伺つておりますことも、かなりたくさんあります。たとへば、だれでもわかりましように、日米の基本的な契約については、詳しくわれ／＼のうかがうことができないものがかなりあります。ことに安条条約の内容につきましては、国民全体が容易に知ることのできない領域のものかなりありますので、その範囲内で起つて来る問題は、おのずからこの種の契約の中においては、大きな役割を持つものと思ふのであります。そういう意味におきまして、われ／＼はできるだけ、抽象論ではなく、具体的な事実をとらえて、いかに戦勝国であらうとも、人格の平等についてまでこれを圧迫するといふようなことは、私どもはあり得ぬと思ふ。私どもの残念ながら承知しております多くのものは、民主主義の原則であります人格はあらゆる場合において平等であるという点までが侵されておるといふことを、これは例外として見送ることのできないものであると思ふのであります。こういうような事例をできるだけわれ／＼は広く一般に知らしめ、その上に立つて基本的な条約についても、かかる事態が発生しないような万全の方策を要請するといふ意味でお尋ねをいたしたのであります。お答えの便宜のために、私の方から一例をとりますと、労働者の中で、たとへば歩哨のような役——どいう名称かは詳しくは知りませんが、守衛であるとか門衛であるとか、あらゆる基地の周囲に立ち番をしてお

ります多くの労働者が、八時間の間食の時間も与えられないで、寸暇も休憩を許さない。たといその間一回でも腰かけるような事例を発見されますと、即座に解雇処分をされる。こういうようなことは、日本の労働三法を——説明するまでもありません。八時間ぶつ続けで起立をさせるといふことは、戦時中の軍隊生活なら、しばらくおくとして、一般人がそのような扱いを受けるといふことは、確かに労働法の精神から考へても、非常に不合理である。戦時体制の中にあつて、軍隊と同じ行動を余儀なくされるといふ場合においては一軍隊と同じであるかどうかといふことにつきましても、われ／＼の知る範囲においては、あちらの歩哨なら、二時間も三時間も立てば交替が許される。こういうような極端な事例は、私は公正なる労働条件として認めることはもちろんできぬのであります。これらのものが随所にあつておると思ひますので、市川参考人から多くを申していただくかなくもけつこうであります。一、二の事例を聞かせていただきたいと思ひます。

○市川参考人 参考人の全駐留軍労働組合の中央執行委員長、市川誠でございます。ただいまのお尋ねは、駐留軍労働者の関係における、日本の労働法等から見まして、圧制的な条件のもとに行われておるような事例をあげよ、このような御趣旨の御質問と解釈しまして、お答えを申し上げます。

事例的に申し上げますならば、たとへば勤務時間制の問題であります。が、現在の駐留軍労働者の勤務時間制は、一応週の勤務時間と一日の勤務時間がその基礎になつております。一日

の労働時間といたしましては実働八時間、週の勤務時間制におきましては四十時間を下らず四十八時間を越えないう、こういうように勤務の時間がきめられております。今例としてお話のありましたようなガードの勤務につきましては、各部隊によつて、若干その勤務制に差がございます。確かに御指摘になつたような八時間勤務でありまして、その間に、労働基準法上で当然に与えらるべき休憩時間をも与えずに勤務せしめておるといふような勤務状態が今なお若干残つております。従いまして、それらの勤務についてから勤務が解かれるまでの間は、休むことができませんので、食事等も立つたまましなければならぬといふような、非常に気の毒な状態にあるわけですから、それらの問題の解決のために、労働組合といひまして——当面交渉の当事者は、日本政府側におきましては調達庁になつております。また地方におきましては県知事、その下におきましては地方労働管理事務所長が当面の代表者になりますので、組合側から、これらの事例の改善について交渉を申し入れまして、最終的には、いろいろ基準法違反という関係でありますので、これは基準監督官の現地調査というやうな形にまで発展して参るわけですが、その場合に、監督官が実態調査のために施設の中に立ち入らうといひました場合に、現行の契約におきましては、あるいは監督官等が施設の中に入りましての実態の調査を申し入れたにいたしまして、も、立入りを許可する権限は軍側の司令官に属してあります。従つて、拒否せられますれば、実態調査もできない。このやうな状態のままに、現実に

労使間の交渉の問題として、確かに事実としてそういうことが確認できるのではありませんが、基準法違反と断定するところのきめ手が出ないというふうな状態で、未解決のままになっている事例がなお残っております。行政協定の三条の施設の管理権という問題につきまして、日本の労働法の実施上における実際の参与というものは、それらの点において非常にはばまれていた。こういう点については、私どももいたし、非常に現実的な問題解決のために、非常な障害になつてゐるということを痛感いたしてゐる次第であります。

次の事例として申し上げますならば、労働関係法によりましては、駐留軍の労働者も、労働組合等を組織する自由というものはやはり与えられております。しかし、実際に組合をつくり、また組合活動をするというふうな場合には、これは一般産業でももちろんであります。やはり職場が基礎になるといふことは申すまでもございせん。休憩の時間というものは、基礎法の趣旨から申しますれば、労働者の自由の使用される時間であるというふうなことを考へてゐます。従つて、この種の時間には自由な組合活動が、当然施設内においては許されるべきであらう、かように考へてゐるわけですが、特に労働組合が軍の安全を害するとかいふような目的を持つてゐる場合なら別であります。そのような労働組合はあり得ないわけでありまして、それにもかかわらず、労働組合の組織等にあたりまして、たとえば組合結成に努力したというふうな理由で、他の理由をつけられて解雇せられた事例等がありまして、これらの点については、明らかに

不当労働行為というように私どもは考へまして、この救済の問題を取上げておりますが、実は労働委員会に救済の申立てをいたしましたも、かなりの時間がかかるといふのが現状であります。特に最近よくよく駐留軍の労働の問題について、各中央の労働委員会なり地方の労働委員会でも、かなり御理解をいただいて、積極的に取扱つていただく傾向には相なつて来ておりますが、なおかつ非常にもう少しの問題であるから、さうならないようにしておこうというふうな傾向があります。かなり時間がかかるといふので、これらの救済が非常に遅れて参ります。従つて、私どももいたしましてはやはり労働使当の交渉によつて解決をいたしたいと考へまして、調達庁並びにその下部組織系統といたしましては、知事なり地方労働管理事務所長にこれらの問題を申し入れて交渉いたしまして、今度は政府対軍の折衝の場合におきまして、なか／＼人事権等に関する軍側の権限というものを主張されまして、具体的に問題が解決しないというふうな経過になつております。最近の事例におきましては、米軍側の調達部の東京支部におきまして、組合組織に関する端の不当労働行為が起つておりますが、すでに一箇月近くになります。また現実には解決されてゐない事例もございまして。

さらにまた、一番困る問題といたしましては、これは保安上の解雇の問題であります。もちろん使用者側が労働者に対して解雇する場合には、いろいろとその事由があるわけですが、保安上の解雇につきましては、その理由が明らかにされないわけでありまして、また

たい／＼政府を通じ、政府代表を通じ、あるいはまた直接軍に折衝すれば、ある種の理由を提示されまゝすので、その事由に対する反証的な立証の資料を労働者側で日本の官邸等からもらつて置かなくては、保安上の理由による解雇に対して、このような反証、立証があるもので、不当であるから撤回をして原職に復帰するように向うと折衝いたしまして、これまた軍側の人事権に關する権限の主張によりまして、政府側が折衝いたしまして、なかなか具体的な解決しない、こういうふうな問題が若干の事例であります。その他の一般的な労働条件の低下等問題、たとえば賃金の引下げとか、あるいは勤務時間制の一方的な変更とかというふうなことに、いろいろの事例が出て参りますが、それらの点については一応省略いたしまして、以上三つの事例を一応御質問の答えとして申し上げたわけでありま

とが実は履歴書に記載してなかつたために、経歴を偽つたという理由で解雇を言い渡されてゐる。これは単なる事例にすぎないのであります。労働委員会も不当労働行為の判定をしたものの、その間には相当の期間を過ぎておりますから、救済の道は実質的にはあり得ないのであります。こういうふうなことは、悪意にとりたくはないのであります。外務省に特にお聞きいたしたいと思つてゐる、人情や習慣や言語を異にいたしてゐる、しかも相手はおおむね軍人でありまして、いかに民主主義の国であるといへども、やはりその職業から来るものは、どうしても労働問題に対しては、極端にいはば反動的な要素を持つものが多いと見るべきであります。こういうところにおける協定は、日本側の立場を代表する者としては、よほど懸命の努力を払つても、なおかつ困難なものであるにもかかわらず、どうも日本側のこういうものを担当する人々の、他の条約については、よく知りませんけれども、どうしても私は日本側の責任が相当重いののように理解するのであります。というものは、何故何でも無燈火で警察で取調べを受けたということを、前科として経歴に入れなかつたということでもつて、経歴を偽つたとし、しかもいきなり首切りという、労働者にとつては一番重い処罰をしてゐる。こういうことは、協定の際に日本側の政府が十分に相手方に理解をさせる努力の欠陥であると私は判断してゐる。すでに先ほども述べたように、相手方が軍人でありまして、専門的な知識のないことは、もとより承知の上でなければならぬわけでありまして、占

領下にありましてはGHQの中に専門的なスタッフがありまして、それがこういうふうな問題の解決に、かなり大きな役割を遂げて来たのであります。現在においては、こういう機能というものもまた失われてゐるときでありますから、そういうことをあらかじめ考慮されて協定といふものがなされるべきである。今回日米労働基本契約を結ぶ場合における重要な課題になつて来ると思つてゐる。この点に對して、一体労働省当局は、日本の労働の習慣なり生活様式、あるいはこれに理解させるための努力を払われてゐるかといふことを伺つておきたい。ことに、きょうは外務省国際協力局の關次長も見えておられますが、こういう問題をおきめになる場合に、ぜひひとつ専門家の意見を十分尊重されて、ことに労働組合の代表者が相手方に直接訴えるような機会をお与へになるといふこと——これは日本の場合でもあると思ふ。大きな組織の上に乗つておられます会社の社長、重役といふものは、労働者の実情については、非常に關係が薄いものでありますから、誤解があまりしたり、あるいは一方的な解釈を押しつけるというために、たまたま問題が起るものであります。事実をよく理解せしめるということは、非常に大切なことだと思ひます。こういうふうな場合における市川参考人のような実務問題を直接処理してゐる人々たちを、そういう会議のどういふところに立ち会わせたり、意見を述べさせたりすればよいかにについては、よく理解ができませんけれども、そういう道をお開きになる必要があると私は考へ

ますが、そういうことに対する労働省なり外務省当局の御見解を伺いたい。

○井井政府委員 お話の通りであります。言語、人情、風俗等を異にします両者の間におきまして、いろいろ意思の疎通を欠くために、またそういう人情、風俗、言語を異にするために起りました摩擦というものは、過去にもあったわけでありまして、今回の労働基本契約の改訂の機会においては、できるだけそういう点の摩擦あるいは誤解といふものの排除に努めて参つておるのでございます。これまた直接折衝に当られます調達庁なり、あるいは外務省にも、われ／＼としまして、そういう点は極力申し上げておるのであります。さらに今回の協定におきましては、そういう点から生じますいろいろの紛争につきまして、労働委員会等に提訴いたしますと、相当の期間がその解決にかかりますので、アピール制度を設けまして、そういう軽微な事項と申しますか、お互いの誤解から生じますような事柄につきましては、できるだけそのシステムによりまして早期に解決して、お互いに誤解を解いて行くといふふうな道を講ずるよう折衝を進めるつもりでございます。

○井井委員 労働省の方から答弁をいただいたのでありますが、せつかくここに外務省の国際協力局長も御出席になつておられますので、今私が申し上げたような問題の取扱ひについて、直接いろいろ御苦心をなさつておられることと思ひますから、ひとつ率直な御意見をこの際承つておきたいと思ひます。

○解説委員 言語、風俗、習慣から来る誤解というものは、まことにあつ

やる通り、計数的に見ましても七〇％程度あるというところは、私もさううに見受けておるのであります。しかし、これは私も最初から飛び出すべき筋合いではなくして、直接の責任者である調達庁の地方労働管理事務所とか県庁などで話をされ、それ／＼相対の解決を見ておるうちに私は思うのであります。ただ解決しないものは、順序を経て私どものところへやつて参りますが、そういうことを話しますと、なんだそういうことかといふので、割に話がわかることが多いのであります。ただ、従来それに手間をとつておるといふようなことがありまして、今後は手間をとらないように、問題が起きたときに、あまり現地で長いことあたためないように行きたい、そういうことを申合せの中に入れておきたいといふふうに実は考えております。

それから、市川さんのようなもののかつた人に米軍と話をさせろといふ趣旨につきましては、従来もそういう機会には相当ありましたし、現在においても米軍と直接お話になる機会もあるように私は聞いておるのでございませう。また今後もしそういう専門家の意見をとりまゝに行きたいと考えております。

○井井委員 今の回答でよくわかりましたが、もう一つお尋ねしておこうと思ひますのは、今のお答えの中にもあつたように、誤解に基づく問題はかなり多かつた、七〇％ぐらいいふのであろうといふことであります。まことに遺憾なことではあります。というのは、労働者にとりましては、単なる誤解では済まされない事柄が多いのでありま

す。生活の問題は、ひとり個人の問題ではなくて、一家をささえておるその根柢から生活がくずれするという非常に大きな問題であります。また気の弱い諸君は、労働組合の手にかかるとを煩わしく思ひまして、みづから責任の地位を離れるといつたような多くの実例をわれ／＼は承知しております。こういうことであります。労働三法どころか、民主主義の権利を享有することをみづから放棄するものであつて、これは単なる敗戦国のみじめな姿だといつて見送ることは許されぬ。ことにそれが公式の日米労働基本契約の不備から起るといふことになる場合におきましては、これは単なる誤解として見送つたりしてはならない。この機会にこそ徹底的にその欠陥を補う措置が取運ばなければならぬと私は思うのであります。そこで市川参考人のような人をと申したのは、問題が起れば、当然折衝なさるはずであります。が、しかし、事後においての折衝では、こういう問題の解決にはならぬのであります。事前に労働委員会がこのような参考人を招聘して意見を求めたといふのも、ひとり当事者にまかされぬと思うから、労働委員会が取上げたわけであることは説明するまでもないと思ふ。この点に対する御処置がおりであるかどうかといふことを聞いておるのであります。誤解があつた、しかも七〇％近いものがさうであつたといふのですから、今後そういう誤解はこういう方法で掃蕩されるという御所見があるはずであります。その点をわれ／＼に理解できるよう御説明願ひたい。これは労働省と外務省の両方にお伺ひいたします。

○井井政府委員 結局問題は、直接の労働管理を担当します日本人側の職員の問題、また米側と直接折衝します日本人側の労働管理者、こういうふうな方の間に立つて誤解を解いて行くといふ問題が、次第に現場においては残るかと思ひます。従ひまして、この点は調達庁の労働管理事務所の職員ということに、結論的にはなるうと思ひます。この点は、われ／＼としまして調達庁にお願ひしまして、これらの労働管理事務所の方々の質の向上をはかつていただく、そしてそういう点におきまします折衝能力を養つていただくという点を、われ／＼としては要望をいたしておるわけでありまして、また今後、さらに要望を続けて参りたいと思ひます。また先ほど申し上げましたように、今回の改訂の機会にアピール制度をつくりまして、そういう誤解に基づく紛争の早期処理といふものもあわせて考えて参りますならば、従来のようなそういう誤解に基づく紛争といふものは、割合早期に片づくのではないかとはいふに考えております。

○井井委員 閣下長に同様の意味で御意見を伺おうと思ふのですが、調達庁の方がお見えになつておりますので、そちらにまず伺ひます。調達庁側として、当面の衝にお当りになるわけですから、いろいろと苦い経験があらうに思ふのだらうと思ふのですが、そういうことに対する解決をどうなさるか。今後の方針を伺つておきたいと思ひます。

○中村政府委員 ただいまの御質問であります。過去の経験から考えましても、まさに御指摘の通りであり

まして、言語、風俗、習慣なるものがいろいろ違ひまして、その間に立ち入つて働く事情にありまして、いろいろと予期しないような問題を数多く起してあります。その解決のために、われわれも及ばずながら努力して参つたのであります。今後再びかようなことが繰返されるようなことのないようにいたしたいという考えをもちまして、実は、処理委員会といひますか、これらの問題が起りますれば、できるだけ早急に解決を見るような案をつくりたいといふふうなまゝとめるために、目下苦勞いたしておるのであります。従ひまして、この試案が軍のよく受入れるところとなりますれば、われ／＼の期待するところは、相当実績をあげ得るのではないかとはいふに考えております。

○井井委員 まだ他の方の御質問もあると思ひますから、私の質問はこれで打ち切りたいと思ひますが、今の御答弁で、ある程度のみ込めました。ことにお願いいたしておきたいことは、少くとも誤解に基づく紛争は、今後再び繰返すことのないよう努力され、そのための措置をこの機会にとつて行きたいといふふうに御答弁がありました。が、ぜひそういう目的が達成されますことを希望いたします。質問を打ち切ります。

○持家委員 私は労働金庫法について質問したいと思ひます。これはほんとうは提案者に御質問するのであります。が、提案者がお見えになつていませんから、政府側に御答弁願ひたいと思ひます。労働金庫は、すでに二十数府県に行われております。従つて、見方によりましては、わざ／＼こういう法案

をつくらなくても、實際上やり得るの  
ではないかという意見も立つわ  
けです。今度参議院の方からまわつて  
来たのでありますが、この法案を制定  
実施しなければならぬ理由、これは  
提案者からも一応聞きまして、政府  
側としましてはどういうお考えを持  
ておられますか、それをお聞きしたい  
と思います。

○安井政府委員 お答え申し上げます。  
これは本来議員立法でありまし  
て、政府があまり深入りすべき性質の  
ものではないかと思つて、政府とし  
てのこの法案に対する意見はどうで  
あるかというお尋ねをいたします。す  
ば、御存じの通り、現在各都道府県で  
それ／＼自主的に運営されております  
ものが、相当実績を上げて来ておりま  
す。だから、これは国の法律として相  
当なため今後の指導もやるようにな  
れば、なおそれはその方の向上のため  
にもけつこうであらうと思つておる次  
第であります。

○持家委員 それでは少し各条文につ  
いてお尋ねいたします。第一条の規定  
でございますが、この労働金庫をつく  
つて、各労働者から集めた金をもつ  
て、労働争議の資金としてこれを利用  
するのではないかと、いうような誤解を  
持つておる人もおるようであります。  
そこで特にお尋ねしてはつきりしてお  
きたいと思つておりますが、この第  
一条にあります「この法律は、労働組  
合、消費生活協同組合その他労働者の  
団体が協同して組織する労働金庫の制  
度を確立して、」その次が問題であ  
ります。「これらの団体の行う福利共  
済活動のために金融の円滑を図り、」云  
云とありますが、この言葉の中に、直

接争議資金のために融通されることを  
予想されておるかどうか、その点をお  
聞きしたいと思つております。

○安井政府委員 だいたいの第一条で  
ありますが、御存じの通りに、この法  
律の目的が、労働者の団体の行う福利  
共済活動のために金融を確保したいと  
いうのが目的になつております。従  
いまして会員たる労働組合が争議を行  
つた場合に、一体争議資金をどうするの  
かというお尋ねであらうかと思つて  
おります。これは直接争議資金というものを  
供給するということはしない建前にな  
つておる。ただ、争議をやつたと申し  
ますか、やつておる、あるいはそれに  
多少関係のある労働組合員の生活資金  
の問題につきましては、これは福利資  
金と同様の見解をもつて、生活資金に  
対しては金融をやる。しかし、直接争  
議のための活動の資金を提供すること  
はしない、こういうふうな政府では解  
釈いたしております。

○持家委員 大体わかりましたが、昨  
年の秋の争議の際に、労働金庫の活動  
についていろいろと疑惑を伝えられて  
おる向きがあります。そこで、石炭労  
働組合関係あるいは電産労働組合関係  
等におきまして、労働金庫から労働  
者の生活資金として出ました金が、ど  
ういうふうに使われ、またどういふ  
に使用され、それがどういふふう  
に回収されているか。特にそれがい  
わゆる庶民金庫としましての経験を通  
じて、今後こういう金庫を認めること  
が適当であるかどうかという点につ  
きまして、特に大蔵省側の御意見を  
お聞きしたいと思つております。

○有馬説明員 先ほどのお尋ねの中  
の第一点であります、労働金庫ができた

あかつきにおいて、その目的として福  
利共済活動のための金融の円滑をはか  
るといふことが、どういふふうな解釈  
せられておるかという点につきまし  
て、先ほど労働省の方から御答弁が  
ございましたが、これにつきまして、  
大蔵省もまた同じように解釈いた  
してあります。本来労働金庫といふ  
ましては、あくまでもその資金の融通  
は、労働者の福利共済活動のためにの  
み限定せらるべきものだ、かように解  
釈をしております。労働金庫が中小企業協同組  
合法に基く信用協同組合として活動を  
いたしております、すでに昭和二十  
五年の九月に岡山県に始まりました  
が、その大部分の組合は最近に始ま  
つたものでございまして、その経営内  
容その他につきましては、大蔵省とい  
はしても的確なことを申し上げかね  
ますが、特に最近に至つては、ま  
した労働金庫の大部分が、府県知事の  
監督に属している関係上、ストライキ  
資金その他につきましては、府県知事  
その他の方からの連絡、あるいは各地  
の財務局からの報告等を総合いたし  
ますと、御心配の趣につきましては、  
もちろん今後の労働金庫の発展の推移  
その他もございしますが、さして心配の要  
はないのではないかと、いうように考  
えている次第であります。先ほどのお話  
のように、北海道における炭鉱のスト  
につきましても、先ほど労働省側の政  
府委員からの御答弁がございましたよ  
うに、生活資金といふものの供給は  
ございますが、それ以外の点についての  
争議に関連する資金の供給というもの  
につきましては、私どもとしまして、そ  
れが確実に行われているというだけの

資料を持つておりません。生活資金だ  
けに限つて行われておるのではなから  
うかというように考えられる次第で  
ございます。かかる資金が、北海道にお  
きましては一金庫では十分でないよう  
な点もございしますが、この点につ  
きましては、各地の労働金庫が相互に資金  
の融通を行つたのもございします。  
かかる場合におきましても、労働金庫  
の経営の健全性を害するおそれもな  
かつたようにも解せられる次第でござ  
います。また資金の回収の点につきま  
しても、最近に至りまして順次順調な回  
収ぶりを見せているようにわれ／＼と  
しては聞いています次第でござい  
ます。

○持家委員 それでは、次に第五  
条でございますが、第五條の第一項に、  
「金庫は、営利を目的としてその事業  
を行つてはならない。」それから第三  
項には、「金庫は、その事業の運営につ  
いては、政治的に中立でなければなら  
ない。」という規定は、もちろん  
普通の銀行とかあるいは信用金庫等に  
はない規定であります。この二項を  
特に加えられた理由、また政治的中  
立を破つた場合に、どういふ監督方法  
をもつて政治的中立の維持をはから  
れるつもりか、それを伺いたいと思  
ひます。

○有馬説明員 今の第五條の原則で  
ございますが、第二項の「特定の会員の  
利益のみを目的としてその事業を行  
つてはならない。」という趣旨の規定  
は、すでに中金法等にもござい  
ます。それから第三項の「金庫は、そ  
の事業の運営については、政治的に中  
立でなければならない。」この表現自  
体は、この法案に初めて出て来た表現  
で、ほかの法律には見られないのであ

りますが、その趣旨とするところは、  
現在の中金法においても、特定の政党  
のために利用されてはならないとい  
ふに、大体のねらいは同じ観点から  
規定されておりますので、実質的に  
は、この規定は必ずしも目新しい規定  
だとはわれ／＼も考えておりません。  
そこでこの諸原則に違反した金庫の運  
営がなされた場合にどういふふうな監  
督になるかという御質問でございま  
すが、それはこの法案の九十五條だと思  
ひますが、ここで非常に強い監督権限  
が規定されております。最後には免許  
の取消しまでできるというふうな強い  
監督権限がございします。これによ  
つて法案が成立いたしましたら、十分監  
督して行きたいと思つております。

○持家委員 こまかい問題でありま  
すが、二十二條の三項に「労働金庫の  
設立に当つては、会員（個人会員を除  
く。）を構成する者を合計した実人員の  
数が二万人以上となるように努めな  
ければならない。」これは二万人を欠  
けても、場合によつては認可条件に認  
めるという趣旨でございしますか。  
○有馬説明員 これはお説の通り、実  
人員が二万人に達していなくても、  
設立要件としてはかまわない、こ  
ういふ趣旨でございします。

○持家委員 もう一点。三十六條の  
「金庫の常務に従事する役員又は参  
事は、会員の資格として定款で定める  
ものに該当しない金庫その他の法人又  
は団体の常務に従事する役員又は支配  
人（支配人に相当する者を含む。）であ  
る者であつてはならない。但し、大蔵  
大臣及び労働大臣の認可を受けたとき  
は、この限りでない。」という規定

は、銀行法及び信用金庫法等にもあるようにございませう。従つて労働金庫が庶民金庫として、いわゆる金融機関である限りは、やはり金融機関としてのこういうような規定が必要だということとは認めるものでありますが、特に労働金庫としてこの三十六条の規定をされたのに「会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫」というような文字があるようでありませう。この点につきまして、もつと具体的に、ひとつはつきりと御説明を願つておきたい。これは現在の労働金庫の実情を基礎にして、具体的に御説明を願いたいと存じます。

○有馬説明員 この点は、提案者の方が詳しいと思いますが、われ／＼が現在までに調べたところによりますと、この規定でもつて、会員の資格として定款に抽象的に定められている場合には――たとえば労働組合は金庫の会員になり得るという規定が定款の上にございませうが、その場合には、現実には会員のなつていないことも、この規定の解釈で行きますと、かりにその組合の常務役員であつても兼職の制限にひつかからない。従つて現在、金庫のこれまでの生い立ちからいいますと、理事長は大体組合出身者が多いのでありますが、かりに理事長が常務役員だといふふうな勤務体制をとつておつたにしても、この兼職の規定の三十六条には概当しない、従つて兼職ができるというふうなわれ／＼は解しております。

たい。

○有馬説明員 先ほどの御質問にもございませう。金融機関に關係いたしました法規におきましては、すべてにわたつて兼職禁止の規定を設けておるのでございませう。ただ一つ例外的にございませうのが信用協同組合でございます。信用協同組合につきましては兼職の禁止規定がございませう。本来金融機関の兼職禁止の趣旨と申しまゝすものは、あくまでもその事業に専念してもらふという点にあるかと思ひます。つまり、金融機関の常務に従事する役員につきましては、特にその金融機関の業務に専念してもらつて、ほかの職業についてもいたくないという趣旨が、兼職禁止の規定の趣旨かと存じます。しかるに、いわゆる協同組織的に行われる金融機関の中には、現在信用協同組合または信用金庫がございませう。また労働金庫もその一種であらうと存じますが、特にこの協同組合的色彩の強い信用協同組合につきましては、やはり協同組合の性質上、そこまで徹底しては考え得られないという場合がございませう。特に信用協同組合の場合におきましては、兼職禁止の規定がございませう。そこで若しその色彩が弱くなりますが、信用金庫でございませうが、これはすでに中小金融専門の機関としての使命をになつておりますので、やはり兼職禁止の規定がございませう。これは先ほど申しましたように、あくまでもその事業に専念してもらふという意味におきまして兼職禁止の規定でございませう。この三十六条の兼職の禁止の規定も、かかる意味から解すべきものであらうかと、われわれは提案者の意図を了解しておる次第でございませう。かようになりますとこの規定にございませう。また先ほど労働者の説明員の方から御説明にございませう。この規定で十分ではなからうか。と申しますのは、労働金庫の常務に従事している役員というものは、特に他の事業に従事してもらうというところは、やはり事業の点からごうかがひが悪い。ただその役員が会員の資格として定款の定める団体等の常務に従事するといふ場合には、その間に密接な關係がございませう。やはり兼職を禁止するまでのこともなからうといふように考えて、この程度の規定で十分目的が達せられるのではなからうか、かように考える次第であります。

○持永委員 疑問の点は、以上で大体わかりましたが、最後に、政府とされてはこの法案通過につきまして、相当積極的に御希望を持つておられますか、あるいはどうでもよろしいというお考えですか。大蔵省並びに労働省の御意見として、今まで以上に進んでやりたいというお考えかどうか、その辺はつきりしていただきたい。

○安井政府委員 たいへんむずかしい御質問であります。これは御存じの通り議員立法でありまして、政府が今ただちにその可否を總体的に論ずべき筋のものではないと思つております。ただ一般論として申し上げることができるとすれば、今日、金庫は実際上すでに各地区に実績を残しております。少くとも個々ばら／＼にそのまま放置しておくよりは、一つの体系にまとめて国の指導監督もあわせたい方が好ましいのではなからうかという考えを持つております。

○山花委員 調達庁の方がおられますので、公務員の夏季手当の年末に予定されたものから〇・二五の繰上げ支給が決定されましたことについて、駐留軍関係の労働者は、公務員ではないが、大体給与の体系は公務員に準じていふことになつていて、今までのその体系により賃金、諸手当の關係が支給されていくと聞いておりますが、公務員に〇・二五の繰上げ支給があつたのと同様、駐留軍関係の労働者においても、そのような措置が従来の慣習に従つてとれるものかどうか、この点をお尋ねしたい。

○中村(文)政府委員 お答えいたします。その点についてはすでに数度の団体交渉の席上においても、いろいろと取上げられた問題でございませう。軍の係官の出席せられた席上におきましては、従来の軍の方針としては、政府に準じて援うという方針のかわらない限りにおきましては、その問題は十分な見込みがあると考えられるという答弁が出ております。従つてわれ／＼として法案が御可決に相なつた次第でありますので、ただちに軍の方にその状況を伝え、同時にこれらの実施方につき正式な交渉を始めたいと思つております。さう御了承願ひます。

○山花委員 前に外務省の極東海軍關係のことでお尋ねいたしました。ただいまの賃金体系から、若干に關係があるかと思つて、お尋ねしたいと思ひます。行政協定第二十五条二項の(四)点であります。日本政府から約一億五千五百万ドルに相当する額の提供をアメリカ合衆国に行つておりますが、これはどういふように使われているのか。私もしろうとから申しますと、ある程度これが便宜的に使えれば、先ほどの極東海軍の問題、あるいは今度の賃金体系の問題などの解決は、比較的容易であらうと思ひますが、この点どういふ方面にどういふ形でどういふように使用されているか、おわかりでしたら御説明願ひたいと思ひます。

○關説説明員 あの金は、私がお答えするより、大蔵省の方にお尋ねしていただくのがほんとうなんです。あの資料はちよつと持ち合せておりませんけれども、限定されて、こういふ目的のためにというように書いてございませう。これは主として米軍に交付し、米軍の物資労働その他の調達に使用となつておりますが、これを使用することになりませう。つまり両方の共同の金みたいなものでございませう。日本側でその金をかつてに使用わけには行かないわけでありませう。米軍に一旦交付する金で、そこがやはりひつかつて来るわけでありませう。その金は駐留軍關係の労働者には、おそらくかつては使えないものと覚えております。従つてその財源の点が解決されまして、かりにその財源の点が解決されまして、その財源の点を解決するということは、米軍と話し合ひをしなければ使えないのではないかと、こういうふうに私記憶いたしております。

○山花委員 ただいま説明によると、率直に申しまして、はつきりした答弁がでないような立場にあられるような答弁のように承りましたが、これはあらためてまた当該のはつきりした答弁のできる方にお尋ねしたいと思ひます。

本日労働大臣がおいでになれば、いろいろ聞こうと考えておりますけれども、今幸い次官が来ておられるので、一応次官にお尋ねしたいと思つて、昨日の会議で、小坂労働大臣は、基本的労働契約の問題に關して、閣議に諮つて八月一日の実施を延期してもらひ、われ／＼の意のあるところを強く主張して行きたい、こうはつきり断言をされたのでありますが、この問題の解決は、一応見通しとして、大体何箇月ぐらゐの余裕があれば解決ができるお見込みであるか、もし次官におわかりでしたらお答えを願ひたい。

○安井政府委員 昨日大臣のお答えにありました通り、本日の閣議でもう決定したように私も承つてゐる次第であります。従つて、八月一日からしばらくの間延期をする。しかしその期間については、できるだけ限り努力して可及的すみやかに解決をはかるということとで、特別期限をつけてないように思ひます。

○山花委員 重ねてお尋ねしますが、きのう労働大臣は、一応断固たる決意を披瀝されたように私も伺つたのであります。そこで私どもの希望としては、その期間の長い短かいを別に論ずるわけではございません。その断固たる決意が、この日本側の主張が通つて、りつぱに解決するように努力をしていただきたいと思つてゐます。そういう意味において、期間が短かく解決すれば、これほどありがたいことはないけれども、若干長引いても、従来世にいわれてゐるような、俗にいう軟弱的な態度ではなく、あくまで強い意思で、相当長い期間がかつても、この問題を解決してみせる、こういう決

意でやつていただきたいと思つてゐます。これは別に答弁は要求いたしません、現行契約のもとにおいて、不当解雇が、たゞいま井堀委員の質問において、大体事件の七〇％ぐらゐが不当解雇と思ふ諸点に該當するのではなからうかというお話もございしました。たゞいまでも、軍の一方的措置で行われ、未解決のものが山積してゐるような状態でありまして、現行契約をさらに延長して、これらの問題の解決がこの期間中に行われるかどうか、そのお見込みのほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中村(文)政府委員 たゞいま御指摘の点のい／＼な事件の七〇％が不当解雇だといふ御趣意のようでありまして、私はそれほど多いとは思つておりません。ただ先ほどもお尋ねがありましたように、風俗、習慣、ものの考え方が非常に違つておりますので、非常に遺憾な事態がしばしば行われております。この問題につきましても、もちろん労働省とも緊密な連絡をとりまして、行政協定の線内で国内法の遵守を誓つてゐる次第でもありますので、できるだけこれらは国内法が保護いたしてあります線を獲得するように努めて参つております。なお今後ともこれらの問題につきましても、われ／＼は十分なる努力を払ひまして、きよなる事態は極力ないように努めたいという考えを持つております。

○山花委員 次にお尋ねしたいことは、警備員と消防夫のストライキの禁止条項の問題でございしますが、これは政府と軍だけで、この基本契約によつて制限をしようとしておるのでござ

いますか、それであるとお考えになつておるかどうかという点、先ほど井堀委員の質疑の際にも、実情をよく知つてゐる、たとえば駐留軍労働組合の委員長市川君のごときような者を参考者として、そういう場合に列席せしめてやつた方が、すべて実情に明るく、うまく解決するのではなからうかといううななお話もございましたが、政府と軍だけでこの問題の解決ができるとお考えになつて、これらの問題を協議なさつておられるのかどうかという点、御所信のほどをお尋ねしたいのであります。

○中村(文)政府委員 この問題は、非常にデリケートな問題でございまして、われ／＼といいたしましても、かようなことが契約の内容になるかどうかといふことについては、相当の疑義を持つております。従ひまして、労働組合ともある程度、私は私的な立場で話合ひも進めてみたのでありますが、非常に困難な事情でもありますので、これらにつきましても、関係方面、つまり外務省なり労働省なりとも十分な連絡をとりながら、適当な対策を考えなければならぬのではないかと考えておるわけでありまして、この問題は、たとえば、雇用されますときに部外秘の誓約をいたしまして、法律的には何らの責めを負ふやうな結果に相なるのではなからうか。すなわち言葉をかえますれば、きわめて意味のない措置が講ぜられまして、かえつてその間に労働者の気持を刺激するような悪結果になるのではなからうか、かような心配を実は持つておるわけでありまして、従ひまして、そうした措置につ

きましては、十分研究した上に解決

しなければならぬのではなからうかという考え方を持つておるわけでありま

○山花委員 あと一点だけお尋ねしたいと思ひますが、去る二十二日に、今度のこの基本契約の問題を中心に、全駐留の臨時の全国大会が開催されました。その大会におきまして、アメリカ軍から示された基本的労働契約なるものは、まったくもつて日本の国内法を無視した、独立国家にふさわしくない。植民地に対するような態度で示された案の内容である。こういう見地に立つて、場合によれば、これに對抗するため、全国的にゼネストをもつて対決をする、こういう決定が、しかも全

国から参集した代議員百九十九名のうち、百九十五名がこの趣旨に賛成し、残り四票は反対でなく白紙という形で、言ひかえれば、全会一致の形でそういう態勢を整えたといふことを聞いておるのでございしますが、そういう事態が立ち至らうとしておる今日のこの情勢に対して、政府としては、この情勢の解決のためにどういうようにお考へになつておるか、どういう対策を立てておられるか。これが万一事案として現われます場合には、非常な不祥事が起きるといふふうに私も考えますが、ひとつ政府の忌憚ない、これらの問題に対する対策をお聞かせを願ひたい。これは、対策がないとは言えない段階に、今日来ておるのではなからうかと考えておりますので、この点を質問した次第であります。

つきましては、われ／＼としても十分な報告を受けております。昨日も市川委員長から、この点につきましても御説明があつたと記憶いたしたのでありますが、もしきよなる事態が起りますれば、われ／＼といいたしましても、非常に遺憾なことと考えますので、十分に検討をした上で態度を決定することとを望むわけでありまして、申しますのは、われ／＼政府自体にいたしましては、いまだ十分に軍の説明も聞いておりません。それから、われ／＼のそれに対する改正案につきましても、いまだ提示するところまで至つておりません。われ／＼と軍とが十分に話し合ひをいたしました上で、労働組合を交へました上、さらにこれらの問題を十分に検討して、意思の疎通をはかつて、遺憾のないようにしたいものである、それによつて、たゞいまお話がありましたような事態は極力避けたいといふ考えを持つておる次第であります。

○山花委員 全駐留の組合は、世にいわれておりますところの民主的労働組合でございまして、その考えは、きわめて穩健にして着実なる労働組合でございまして、共産党の指導による破壊的な行為をやるといふ組合では断じてないことは、政府も従来の実績を通じて、十分御承知のことだらうと私も考へておるのでございまして、今度の問題は少くとも独立国家日本としてのいわゆる労働協約をアメリカ側と結ぼうといふのが、この労働組合の大体の趣旨でございまして、おそろく政府も、独立国家の雇用条件あるいは労働協約をお考へになつておるものと私たちは考へておるのでございまして、そこでこの問題の圓滿なる解決は、独立国家として

一五

の雇用協約が成り立つかないかによつて、不祥事態が起きるか、あるいは円満解決するかという焦点に立つていふところの御意見を伺います。私は答弁を求めようとは思っておりませんが、政府としてそういう御認識を十分持つておられて、アメリカ軍当局と折衝されるかいなやということだけを、お答え願えればけっこうだと考えておるのでございます。

○中村文政府委員 ただいま御指摘がありましたように、全駐労働組合につきましても、私も長いこといろいろと接しておりますので、十分に認識しておるつもりでございます。これほどの確固な労働組合が、かような決議を見るような事態に立ち至りましたことにつまみしては、われ／＼としても、きわめて遺憾な次第だと考えております。従いまして、これらの組合の意のあるところは十分に体しまして、われわれといたしましても軍と慎重な折衝を遂げまして、できるだけ早い期間において、これらの懸案の解決を見るようにはかりたいと考えておる次第であります。

○井堀委員 労働金庫法について、時間がたいへん少いようでございますから、ごく簡単に労働省にお尋ねしてみたいと思つております。先ほど持永委員から御質疑がありましたことに関連してであります。本日は提案者側の御出席だけなかつたことを遺憾に存じます。持永委員の御質問の際にも、労働省並びに大蔵省の熱意のほどをお尋ねになつておりましたが、その御答弁は私どもからいたしますと、たいへん熱意の欠けた御答弁のように伺つたのであり

ます。このたびの労働金庫のような制度については、今、日本の労働行政をどういふふうにお考えになつておるかという点から、その具体的な一つの政策の現われとして、われ／＼日本の国民は、強く見守つておると思うのであります。この金庫法の総則にもよく表れておりますように、これが労働者の相互扶助的な、俗にいう建設的な労働組合の事業活動であることは、一点の疑いもないのであります。もし労働者が相互扶助的な建設的な事業に努力しようとする立ち上りがある場合は、労働行政というものは、どういふ立場をとる政府でありまして、これを押えたり、あるいはこれに冷淡であらうはずはないのであります。そういう点からいいますと、何も予算的措置を必要とするものでもありません、労働者自身が零細な金を預貯金するのであります。ことに日本の貯蓄の問題は、資本蓄積の上にとりまして、重大な政策として、たゞそれが保守政策であらうと革新政策であらうと、このことは何人も異論をさしはさむことのできなない重大な問題で、特に日本の置かれております実情からいいますならば、あらゆる熱意、あらゆる犠牲を払つてそのことのために努力をせなければならぬ時期であると思つております。それを労働者自身も、しかも組織をあげてそういう零細な預貯金を吸収しております。しかも理論ではなしに、三年にわたる実績を見てもおわかりのように、何人からの要請がなくとも、せつせと努力をして、今日の集積は実に驚くべき金額となつておるのであります。もしこれを従来の金融機関や政府の貯蓄奨励の

政策にまかせておきますならば、かくのごとき実績はどういふ望み得ないと思つております。こういう実績をあげておりますものに対しては、政府自身が進んで保護政策をとり、あるいはこういう政策を極力推進して行く立場にあると私は思うのです。いかに口で労働組合の健全化を要求し、労働組合の民主的な行動を願つたところで、お説教では労働運動の健全化などはありません。労働者が莫大な経費と莫大な人を擁して、労働組合の健全化のために、労働組合民主化のために努力されておられますことは、われ／＼敬意を表するところでありますけれども、それがから説法になつてしまふ。たとえば「労働週刊」その他、労働省の直接間接に国の財源で発行しておりますかかる文書、あるいはこれに伴う労働省のお仕事は、一体どこに目をすえているのであるか。こういう具体的な立场上にこそ取組んで行くというところが、私は最も望ましい姿だと思つておす。せつかく持永委員から、こういうものに対して政府の所見をおたされなつたとき、まあ大臣でありましたから、たいへん御遠慮なさつたと思つておりますが、大胆に積極的に御答弁があるものと期待しておつたのでありますけれども、たいへん遠慮きみであつたのであります。しかし、それを遠慮とらなないで、こういう場合におきましては、熱意を欠いたものというふうには、労働者側、あるいは日本の民主化を、日本の労働組合の健全化を、また日本産業の発展を期待しております国民の側からは、疑いの目をもつて見られると思つておすので、この点についてあらためて次官の決意のほどを明らかに

にされんことを、私は期待して、質問いたしているわけでありませう。

〔大蔵委員長代理退席 委員長着席〕

なお具体的な点につきまして、この金庫が争議資金を貸し付ける機関ではないかという疑いを持たれることは、一応おわかりのとおりであります。これは申すまでもなく労働金庫もまた、今日の経済組織の外のあつて経営のできるものではありませんが、ことに零細な労働者の汗のじむ非常に大切な金でありますから、一般の営利投資に見合ふような高い利潤を求めて金融をはかる営利事業とは異なりまして、最も健全で、最も堅実で、いかなる場合においても零細な預貯金に迷惑を与へることのないようにしなければならぬことは、その経営の面に当り、その組織に参加する労働者が一番熱意を持つておる。そういうものであります。その組織で、ぜひ私はその労働行政の面に当る立場の人が、いつでもそういうものに対する意思表示のできる御用意があつてしかるべきだと考えておるのであります。事務当局は、もちろん提案者でないという点については申すまでもありません。しかし、この法案を提案するとならないにかかわらず、このことは労働行政の一環であります。そういうものに対する見識を持たないようなことでは、日本の今日の労働行政を担当することについてすら、疑いを持つてくらの問題でありますから、何もこの法案に対してだけではないに、そういう御趣意に対して、私は率直な意見をお聞きいたしたいと思つて質問をいたすのであります。

さらに、昨年の炭労、電産のストに

対する資金が、金庫から貸し付けられたのではないかという疑いが持たれたようでありませうが、これは大蔵当局からの御答弁で、そのような心配はなかつたという消極的な御答弁でありましたが、明らかにいたしました。また監督が地方庁すなわち府県知事の直接監督下に置かれておるので言つて逃げられたのですが、これはおかしな答弁だと思つておす。今日地方庁に監督権が直接移管されておりますけれども、大蔵省は厳然として金融機関に対する監督権も、あるいはあらゆるこれに対する強い決定権も握つておることは間違いないであらう。一次監督が二次監督であるかとは別として、報告はみな大蔵省に集まつておる。それはとにかくといたしまして、当時労働金庫に対して、大蔵省は積極的な調査をされておりました。そういううわきが立ちましたので、文書だけではなく、人を派し、あるいは機関を動かしてお調べになりました。そういう事実のないことはきわめて明確になつておる。こういうようなことも、疑いを持つて質問される場合に対して、はつきりした答弁をしていただくことが、私は行政官庁の任務だと思つておす。

それから、さらに役員資格の問題なんかについてであります。こういうことに対して、立法の精神がどこにあるかというお尋ねであつたようでありませうけれども、この精神はそうむづかしいことでもありませんし、こういうものが生れて来るに、労働行政とどういふ関係を持つて来るか、金融会社との間にどういふ関連があるかということには、一番強い関心を持ち、直接の責任の地位にある立場でありま

すから、そういう疑いに対しては、きつぱりとお答えができるような御用意が私はあるべきだと思ひますが、そういう点について伺つてみますと、どうも自信を欠いておるようなお答えのようには聞きませんでしたので、この法案の立案者の意思ではなく、労働省並びに大蔵省としての見解を明らかにされてほしいという意味で、私は質問をいたしておるわけでありまふ。でありますから、どうぞ一つ区切つて明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○安井政府委員 労働省に熱意がないというおしかりのようでございますが、私は先ほど申し上げましたように、議員立法である建前から、政府があまりとやかく深入りした所見を述べますのもどうかと思ひまして、御遠慮申し上げた次第であります。今の御説は、政府といたしましても傾聴いたしておりまして、御趣旨に全然同感いたしております。もし決定に至りましたならば、御趣旨の線に沿つて政府も十分その責めを尽すつもりであります。

○井堀委員 たいへんはつきり御答弁いただきましたので、満足いたしております。次に、委員長にお願いをいたしておきたいと思ひますが、私の質問通告は、すでに二日前に出たおる。通産大臣並びに労働大臣の御出席を求め、しかも当面しておる重大な事柄についてお尋ねをいたしたい。何回も督促をいたしていただいたようでありまふが、今日まで御出席のないことは、まことに遺憾に思ひます。ことに従来労働委員会に対する政府委員の皆さんの熱心な御出席で、しかもやつさつ

さと審議をお進めになつておりました先々日までの態度に引比へまして、こういう態度はあまりにも問題に対する理解が足りないと思ひます。言いかえしますならば、国会の権威にも関することと思ひますので、委員長から嚴重に申し入れて、政府の責任者に出席させるように希望をいたしておきます。

○赤松委員長 たいだいま政務次官に話をしまして、總務府委員が呼びに参りました。大臣が出席しませんが、散会しません。労働大臣の出席を昨日以来要求されておりますから、やはり労働大臣が出席して答弁するように、今強く要求しております。どうぞそれまで他のそれらの政府委員に対して質問を続けていただきます。

○中原委員 それでは労働省に対する質問に關連いたしますが、外務省の閣次長にお尋ねしておきたいと思ひます。あわせて調達庁にもお尋ねします。

それは、ちようど行政協定が調印されました翌日でしたか、一兩日あつたかと思ひますが、当時の占領軍總司令部の方から覚書が出まして、当時の進駐軍の労働者關係の爭議に關しては、その爭議の處理解決に關して労働委員會の介入することを認める、こういう覚書が發表になつたのであります。そのことは、先ほど申し上げましたように、行政協定の各条項から考へますと、さすがに当時のアメリカ政府並びにアメリカの司令部としても、はなはだ無理な点が多々ある關係から、日本の労働者がこれではがまんせぬであらう、こういうことを予想して当時頻発いたしました紛争、爭議等の問題解決の方策として、そういう覚書

が出たのであります。ところが、その後において、この出ました覚書が、十分その効果を發揮することができなかつた。と申しますのは、せつかく提訴いたしましても、アメリカ軍側がなかなか労働委員會の招きに応じて出席しない。しばしばこれを拒むというやうな事例もありまして、せつかくの覚書ではありましたが、これは單なる空文のごときものに終つたかのようになつたのであります。しかしながら、少くともこの覚書がわざ／＼行政協定調印の翌日あるいは翌々日でありましたか、とにかく發表されたということの意味するものは、どこまでも日本の当時の進駐軍の労働者に対して、何らかの円満な處理を期待する意味で出たものであらうと考へるのであります。そのうなつて見ますと、今日ここに出ましたやうな基本契約の問題等に關連しまして、この内容からうかがわれますところとは、その当時の労働關係等は、最もきつて対立状態が當然誘發されるやうな条件になつております。そのうなつて見ますれば、今日の兩國政府の間とりきめのままでは、駐留軍關係の労働者諸君の要求が保護されない、あるいはそれを救済する最後の手段が講ぜられない、当然こういうことにつながらつて来ると思ひます。ところが、この基本契約の草案を見ますと、そういう紛争になつた場合に、まず、問題が兩者の了解によつて解決しない場合には、この調整並びに調停のために、この問題を、向うの軍と日本の都道府県知事にこれが付託されるというものが最初の項であつて、さらにそれがうまく行かない場合には労働委員會に付託されるものとする、こういうふう

な条項が草案を見ると出ていますので、このやうな機關がこの間の労働問題を處理解決する機關として適當であるかどうか。これははなはだ適當でないといふことに當然なるわけでありまふ。従ひまして、この救済解決のための方法が、やはり国内法の示すやうな直接労働者の代表も交えた機關にそのことを付託して行く、こういうことになつて来なければならぬし、またその機關の權威を裏書するやうなはずきりしたものも規定されなければ、意味がないのじやないか、こういうふうには考へるのであります。そのことについて、まず調達庁の御見解を伺ひまして、さらに外務省の御見解を得ておきたいと思ひます。

○中村(文)政府委員 たいだいまのお話でございしますが、確かに御指摘のやうな事例が出まして、今後とも積極的な国内法を遵奉して、国内の機關を活用して行くやうな考へ方を披瀝したところから思つております。この問題につきましまして、その後の事例にかなりみますれば、軍といたしましては積極的な態度が見えておると、われ／＼は判断いたしております。なお實際の問題になりますれば、あるいは軍のさうな委員會その他の出席等について、いろいろ／＼な事情も起らぬことではないのでございませうけれども、今日まで積極的に出席しなければならぬやうな事態があつたとは記憶いたさないものでございまして、將來かやうなことにつきましましては、もちろんわれ／＼も必要がありまふすれば出席方を要求して、十分な事態の究明をはからなければならぬと考へておる次第であります。

運び方についての遺憾の点があるのではないかといふことでございしますが、これらにつきましましては、もちろん先ほどの御質問にもお答えいたしました通り、今後の政府間の話し合い並びに軍との折衝そのほか関係労働組合の参加しました會議等を持つというやうなことにによりまして、これらの意向は十分に生かして行きたいといふ考へを持つております。

それから念のために申し上げますが、関係労働組合との団体協約のうちには、これらのことがはつきりとうたわれております。といふのは、もちろん事態はできるだけ現地で解決することが一番望ましいことでありまふので、第一段階といたしましては、われわれの機關でありますし、労働單位の段階でできるだけの解決の措置をはかりたい。さやうな事態がもし望みがなければ、果の段階で解決をはかりたい。それからさらに中央に持ち込まれるという段階を踏む計画を立てております。その間において、もし中央に行きますのを避けて、地委委その他のあつせんあるいは調停をしようとする場合におきましましては、中央の段階を省略してもいいといふやうな協定も実は現在あるもので、それらも考慮せられるものと考へます。従ひましてかやうな機關において軍の必要な出席、發言等も得られるやうに、極力先ほど申しましたやうな線で進めたいと考へておる次第であります。

○關田委員 大体今調達庁の方からお話になつたことと同様に存しておる次第であります。

○赤松委員長 ちよつと御相談申し上げますが、労働大臣は參議院の労働委

員会等に出席しなければなりませんので、委員の中から強い要求が昨日もございまして、特に委員長に対する要望として、労働大臣の出席を要求しているにもかかわらず、出席がないのはけしからぬじやないかというお話もございまして、今労働大臣が出席いたしましたので、労働大臣に対する質問を先にやつていただくというようになりはからいます、御協力願いたいと思うのであります。

○中東委員 実は私も労働大臣の御出席を待ちあぐんでおりました。だからと申しまして、そうたくさん質問があるわけではございません。ただ一点だけお尋ねをしたいと思うのであります。それはほかではないのであります。ただいま調達庁並びに外務省にお尋ねしました問題に關連するのについて、昨日、労働大臣の御決意はよくわかつたのであります。しかし、その御決意にもかかわりませず、問題はなはだ手が込んでおまして、どうにかしようなことでは、労働者諸君の要請を忠実に保護し、あるいはその權益を確保することがむずかしいのではないかと。しかもそのことは、先ほども申しましたように、ひとり労働者という立場だけではなしに、日本の国民全体に対してゆゆしい事柄だと私は思うのであります。言いかえしますれば、日本の国民が、まったくアメリカの駐留軍によつて人間扱いされてはいないのではないかと、そういうことになるのではないかと、こういう事柄が実にたくさん盛り込まれているからなのであります。一々指摘いたしましたのでは時間がかかりますので、ただそういう抽象

的な言葉ですべてを証言していただくと思いますが、内容はすでにおわかりのことと考へます。ただ、そのうちで一点だけ指摘いたしまして、私の抽象的な言葉の内容を裏書きしたいと思うのであります。第四條の人事管理の問題につきまして、ずつと各条項が並んであります。その前段の方は、いろ／＼こまかに救済措置も、向うなりの見解で規定されているのであります。C項に例外条項がちゃんと書かれてあります。その例外条項で(1)(2)(3)とずつと並べられているのを見ますと、たとえば、遠慮容赦なく人員を整理し、首を切り、あるいは就業を停止する、こういうことができる条項があるわけでありまして、それは「保安」について、あるいは「人員の整理」について、あるいは「好ましくない者の就業の停止」等等、並べられておられますが、こういうような条項を指摘いたしまして、向うの一方的な意思で、独断で労働者を首切り処分して行く。しかもその点については、日本国政府側は「次に掲げる人事措置を実施し、且つ、B側は」——

日本国政府側は「異議を唱えず、且つ本条のA項及びB項に定める調停の手續を利用する權利を有しないことに相互に同意された。」こういう文字が出てくるわけですから、従いまして、これは思う存分ということなのであります。こういう恐るべき労働者の蹂躪の規定がちゃんと出ていますのであります。これに対して、大臣が昨日お示しになりましたこれに対する労働者を守る立場からは真剣な抗議といえますか——それは適當ではありませんが、いずれにしても、日本の国民の立場から、この問題に対してあくまでこの不合理を

是正するために努力する、いわば闘う、こういう御宣言でありましたが、従つてその御観点から、御決意から、このような条項について、具體的にはどのように御決意をお持ちになるのであるか、そのことをこの際承つておきたい。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます。昨日、本委員会におきまして御答弁申し上げました通り、労働基本契約に關しまして、われ／＼としまして、労働法規も、また労働政策全般から見ましても、非常に重大な日米間の国民感情上からも、思ひしからざるような点が生ずることを懸念いたしまして、またいよいよ駐留軍労働者各位におかれまして、氣持よく作業に従事せられることが最も望ましいこととございまして、この内容につきまして、われ／＼としまして、今申し上げたような見地から不満の点があるというので、これをさらに折衝する必要がある、その折衝期間も、七月三十一日という期限をつける場合には、なかなか困難であろうと存じまして、これを延期するということをお願いしたのでございまして、本日の閣議におきましてこれを確認いたし、さらに先方に對してその事を言う手はずにいたして、この次第でございまして。ただいま御指摘の点は、そうしたような私どもの意図からいたしまして、できるだけ例外の範囲というものを狭めまして、人事措置が円滑に、かつ合法的に行われま

すように修正いたしたく、強くこれを折衝する考えでございまして。

○中東委員 この項は、一つの例にあつたにすぎませんが、私の見解では、このB条項を取上げまして、この

原案の精神が生きるようでは、意味がないことになるのであります。従つて、いわば日本の労働者が、今日憲法並びに労働関係諸法律で保障されている基本的人権、あるいは労働權の保護の諸条項を生かすということが基本になつて、これらの基本契約がなされなければ、意味がないことになると考へます。従いまして、私は労働大臣におかれまして、その御決意で臨んでいただきますことには、労働者がせつかく期待申し上げます。その期待にこたへたことにならないという結果が起るおそれがあると思ひます。この際労働大臣の良識に訴へられまして——私は決して階級的な立場で言おうとするのではないので、日本の国民として、これは私がまがらないというのを申し上げておきたいのであります。そういう観点から、ほんとうにほぞを固めていただきたいと思います。

それに関連しまして、一点だけ労働大臣並びに外務省当局にお尋ねするのであります。このような協定の出て来る一番の基礎は、やはり協定の前文にありますように行政協定である。そこでこの際、行政協定の改訂というところが一応言われているわけですが、政府としては、はなはだ都合なことについて、改訂を有意意しておいでになるだらうと思ひます。これは一々取上げても、時間が三時間あつても五時間あつても尽きない問題です。ただ私は結論だけ申し上げますが、その改訂の場合に、いろ／＼質疑応答のございましたわが日本の労働者の權益を侵すことのできるようなことになつては行政協定の各条項について改訂を加える。さらに新しい条項を挿入せしめる、こ

ういう行政協定改訂への一つの環として、この労働関係の諸条項を取上げる、こういう御決意をお持ちであるかどうか、この点伺ひたい。

○小坂國務大臣 御承知のように、行政協定の第十二条におきまして、労働三法は当然に日本における駐留軍関係について適用されることが規定されておるのであります。駐留軍労働と米軍との関係におきまして、いろ／＼問題が起るというところは、全般的には、米軍といたしまして、非常にこの点は注意しておるようでありまして、ことに上層部においては、非常な注意をもつて臨んでおると信じておるのであります。そこには何かの行き違ひが生ずるおそれなしとはいへないわけでありまして、そこで、特にそういうおそれの絶対に起らないような考え方を、行政協定全般についてしろということでありまして、労働立法関係におきましては、特に行政協定を全体に改訂しなければならぬという点はないと考へておるのであります。われ／＼は、今中原さんの言われた、わが国の労働者諸君を守る、法律の規範によつて、それに何ら不安を感じないで勤勞し得る条件をつくり出すということにつきましては、私もその熱意は少しも劣らないつもりでございまして、それよりも、ただいま御指摘になつております労働基本契約につきましては、私はむしろこの問題については、ある程度甘いかもしれませんが、案内的な見通しを持つております。われ／＼としては、駐留軍労働者各位の御要望も十分わかりますし、その御要望をいれ

るべく交渉し得ると考えておるのであります。しかし、相手のあることであるから、ここに掲げてありますこと、駐留軍労働者各位の言われていること全部が全部、その文字を一字一句たがわずということ、これは交渉ごとでございまして、そこにはいろいろの交渉の過程を経ないといふからないうことがありますが、精神としまして、その御主張について駐留軍労働者各位の納得を得られるような話合いが、調達庁と米軍との間になし得られるものであるという確信をもつて、またそれを実現すべく努力する決意を持つておる次第であります。

は強いものをちやんと含ましている。但書の方が強い、だから第十二条第五項でも——但書は、特別に定めたるものの場合のほかに、という意味でありますから、その特別に向うさんが協定したもののはかは守るんだ、しかもその但書の、いわば例外として取上げた問題の方が主体になるというところ、問題はあります。一体法律というものは、私は法律家でないから、法律のりくつは申しませんけれども、私はやはり主文の方が主体になると思ふ。ことに、法律は常に善意に解しなればならぬと私は思う。そうすると、これは労働問題であるからには、労働者に対する保護的な立場を先行させなければならぬ。そうであつてみれば、労働法規は守らなければならぬといふように言つてゐるが、しかるにそのあとの例外規定の方に重点を置かれた。だから、駐留軍の労働者にも、その例外規定の方の一つとして、こういうものが押しつけられる。二十数万の労働者諸君は、それで制約を受けつてしまふ、手も足も出ない、こういうかっこうになるのでありますから、私はその基礎になる行政協定それ自身に對して、相当きつな攻撃を加えて——攻撃といふことが適當でなければ、これに對して質疑せんさくを加えて、われわれの当然の権利を確保できるように、協定の中へ改訂を持ち込んで行く。そのためには、極端な表現をしますれば、首を投げ出してこれを貫き通してみせる、これだけの気魄がなければ、今日のアメリカを相手としての交渉といふものは成功しない。ただい子になつたのでは、これは解決いたしません。アメリカから憤られても、

八千万国民の権利と幸福と自由を守つて、こういう観点にお立ちにならぬことは、私はどうして大臣が今おつしやつた言葉に値するような結果を見ることは、むづかしいだらうと思う。この点は特に強調しておきます。

外務省も、同感だといふ御見解であります。外務省は、特に繰返して申し上げますけれども、昨年の正月の岡崎國務大臣の工作が、こういう結果をもたらした——あの一人の責任とは申しませんが、それがこういう結果をもたらしたといふことを十分御反省になつて、この問題は、身をもつて解決しなければ国民に申訳がない。こういうことは良心の上に立つて、嚴肅な立場で行動して行かなければならぬ、こういうふうに思ふのであります。従つて、労働省としては直接の労働階級に対する所管官庁としての責任がありますので、強くやつていただかなければならぬことはもちろんでありますけれども、その労働省の熱意をそのままにきみ上げて、外務省は徹底的にこの問題の基本的な解決のために努力を尽す、こういうことに私は繰返してお願いをいたします。委員長は、時間のことについて非常に困りのようでありまして、これ以上はもはや申しませんけれども、もちろん現地のいろいろな実際の仕事を担当する調達庁当局におかれては、これは言うまでもないと思ひます。これはもう労働省の権限をそのまま自分がひつかぶるといふ氣持で、どこまでも努力を続けるというこゝでなければ——官吏としていろいろな方面に氣がねをするといふ氣持があつたのでは、こういう大きな問題は私はどうしていうまゝ行かないと思

います。そういう意味で、当局にそれぞれ私の要望を熟を込めて申し上げておきます。これに對する御見解いかん。

○小坂國務大臣 御要望はよくわかりますが、私はいふゆる駐留軍労働者といふものについては、こういうふうに考へておるのであります。これは敗戦後の占領という事実が進駐軍といふものを生み、進駐軍労働者といふものにつきて、その敗戦後の講和會議、またその後における日本の國際的な、また日本国自身の、その結果によるところの状況によりまして、行政協定による駐留軍を必要とするという状態があつて、それから生れたそういうような特殊の労働者であるのでありますから、非常にテンポラリーといひますか、やや一時的な、特殊な所産であるのであります。そこで、こういう方方に対して、私どもとしては、できるだけ配慮、愛情といふものを注がなければならぬと考えておるのであります。先般も本委員会において御決議を願つたわけでございますが、進駐軍時代の退職手当等につきましては、米軍との關係でなか／＼行かぬといふことであります。私もこの労働基本契約については、それほど深刻に考へていない。いはゆる攻撃を加えるとか、あるいは死力を尽すといふ悲壯な形でなく、やはりよく話し合ひをすることによつて、私は納得を得られるといふふうに考へておるのであります。と申しますのは、やはり日本においてこういう關係を持つておる米軍自身において、決して日本人に反抗心を抱かせ、あるいはこれを憤激せしめることが、彼らの利益に

なるといふふうに考へていないことは当然であらうと思ひます。また世界全般の情勢から見て、日米兩國の友好關係といふものは必要であつて、これが世界の平和に貢獻し得る道であるといふふうに、われ／＼としては考へておりますし、アメリカにおいてもそう考へておると思ひますので、そういう無理なことを日本にしていることが、彼ら自身の利益でないといふことは、先方においてよく了解し得るところであらうと考へておるのであります。しかし、交渉でありますし、相手のあることでありまして、また彼ら自身のアメリカにおける慣行といふものもあるでありまして、そういう点もいろいろ話し合ひをしてみて、解決する必要があるといふところから、思ふのであります。駐留軍労働者の各位、また代表の市川君もここにいられますが、この方はやはり交渉といふことについて、その経過をもう少し知つていただかうな地位に置かなければならぬのではないかと私は考へておる。今後交渉をまた強いたしますその際、駐留軍労働者の各位にもそれ／＼お話を、その間に一歩々々了解を深め、そしてアメリカ軍の方においても満足し、もちろんわが方においても、これはなほいいという案ができるように、私は考へておるのであります。御趣旨はよくわかりますから、できるだけ努力いたしますが、ただアメリカを敵として、非常に悲壯な決意で當るといふような、そういう考へ方ではないのでございまして。これは何とかできるというふうな氣持を持つておるのであります。

○赤松委員長 きのう以来労働大臣が

○中野委員 労働大臣のこの問題について、やや楽観的な御觀察、まことに期待いたすものであります。しかしながら、それにもかかわらず、私は非常に困難性のあることを予想するのであります。と申しますのは、私も幾たびか指摘いたしましたように、行政協定第十二条第四項では、こういう内容のもののが平氣で出される。そしてその次の五項では、日本の国内法規は守らなければならぬと、まことに殊勝にうたつておるのであります。そういう手品ができるのは、いかにもアメリカの政府らしい。しかもその手品をやるためには、但書でもつて、本文より

○赤松委員長 きのう以来労働大臣が

本委員会では、答弁されて、きょうの閣議において非常に努力されたという事は、やはり認めなければならぬと思います。また今後のそういう努力も期待されると思うのです。それで、ただ問題は、やはりMSAについての問題もありまして、いわば米軍の労働基準法などというのが出されようという重大なときですから、外務省の閣府委員がおりますので、私は外務省に対してその経緯やいろ／＼な問題について、ゆつくり質問してみたいと思います。労働大臣は参議院が要求しておりますから、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

○中屋委員 労働大臣の御見解は、これもつとめであります。しかし、ただ私が申しましたのは、そういうなまやさしい期待では解決せぬのではないかと。見解の相違であるかもしれませう。話合いで何とか解決点に到達できるであろうという期待を持っております。私はそのお言葉に、もちろん期待いたします。しかしながら、繰返して申し上げますが、そのことは、この内容が生きたのではない。このことは、はつきり申し上げます。この内容の精神が生きたのは、いかに向うの慣習がありまして、うとも、日本の国内における労務の提供でありますから、この点は十分了解していただきたい。今赤松委員長の言われたように、MSAの問題がかりまして、何か五百十一条にもむずかしいことが書いてあるようです。われ／＼としても、MSA問題に関連いたしまして、今後ますます労働行政の重要性を痛感いたしております。こういう段階でありますから、大臣の一層の御奮闘を

祈ります。あなたから言えば、そういう言葉は適當でないかもしれませうが、私はそれくらい心の構えでなくては解決せぬと思うために、一言つけ加えておきます。

○赤松委員長 井堀繁雄君。

○井堀委員 質問いたします前に、どうも労働大臣の委員会に対する態度は遺憾に思います。政府提案の行われております間は、非常に熱心に御出席なさいました。議員提案の重要な、しかも公企労法、地方公企労法、労働金庫法といったようなきわめて重要な法案が上程されておりますのに、たびたびの委員長からの催告にもかかわらず、怠慢をいたしてあります。これは国会を軽視する傾向であると思えますから、十分御注意を願いたいと思います。何も答弁を要求するわけではありません。

私のお尋ねいたそうとすることは、昭和二十八年年度の予算は、一応衆議院の通過を見ておりますが、この二十八年度予算が執行される場合に政府が主張いたしておりますわが国の経済の自立態勢は、国際経済に伍してこれを遂行しようとする前提であり、内容であるようにあります。そこで日本の経済が国際経済に伍するような形において、今後経済政策なり財政の執行が行われます場合に、そこに起つて来ます労働問題についてお尋ねしようと思ふのであります。その中でも、ことに国際的にきわめて関係の深い繊維工業、さらに今後日本の市場として一応予定のできるいろ／＼な物資の生産を担当するであろう中小企業のもとにおける労働問題、この二つの問題について、できるだけ実際的な事柄について

お尋ねをいたそうと思ふのであります。

そこで繊維工業の問題につきまして、いつでも日本が国際貿易を考えます場合には、戦前のように、日本の武力が非常に強い保護をもつて貿易が遂行されたときと異なりまして、日本の現在の貿易を、特に海外に市場を開拓して行こうとする時期に起つて来る問題は、国際的な、特に労働関係につきまして、日本の強力なる帝国主義的なものといつていいほど強い背景を持つた保護貿易の中にありまして、御案内のように繊維産業につきましては、ソーシャル・ダンピングの形をもつて、世界から袋だたきにされたことがあります。今日、もし依然として日本の繊維産業におけるチープ・レーバーが国際市場に乗り出したときに、問題にならないはずがないと思ふのであります。現にイギリスにおきましては、国会においてもすでにこのことは大きな討論の対象となつております。今後日本がどの国を競争相手として貿易を開拓して行くかは、いろ／＼と方々あると思ひますが、こういう角度からいまして、繊維工業に対する労働政策というものは、非常に重大になつて来ると思ふのであります。こういう問題について、私は具体的な例をあげてお尋ねをいたそうと思ふのであります。まず第一に、日本の繊維産業の労働条件についてお尋ねをいたそうと思ふのであります。全部をここで一々お尋ねすることは、時間の関係もありまして、後日資料を提供していただくという方法をもつてしてもけっこうだと思ひます。しかし、重要な点だけについては、ここで討議を重ねておき

たいと思ひます。それは、繊維産業は、戦前のそれに比べますと、賃金はかなり上昇いたして参つております。しかし、国際水準に比較いたしますと、はるかに低いものであります。また国内のあらゆる産業に比較いたしまして、繊維産業の労働者の賃金というものは、非常に低いものであります。それが女子労働者だけにあるいは農村の若い労働力を豊富に持つ日本といつたしまの間の関係もあると思ひますが、ここに日本の労働行政というものは、重大な任務があると思ふのであります。こういう自然環境の中において、どうしてもチープ・レーバーの傾向というものは強くなつて来るのでありますから、それを行政面においてチェックし調整して行かなければ、また再び世界からソーシャル・ダンピングの汚名を着せられる恐るべき傾向というものを招来すると思ふのであります。とりわけ、一昨年度と思ひましたが、二十三名の女工さんの庄死事件が起りました、これが端緒になりまして大きな問題になりました近江絹糸の事件であります。そのことが原因になりまして、今まで隠れておりましたきわめて拙劣な、しかも低い悪い労働条件で労働者を酷使しておりましたものが、明るみに出て参りました。現にこの工場における不当労働行為の問題については、地労委において不当労働行為の裁定が行われ、あるいは労働基準法違反について、すでに摘発されて今起訴中であるのであります。こういうような問題が、かなり山積しておるのであります。労働省がこの問題についてどれだけ資料をお集めになつておいでになるか。同時に、その資料に基づいて適切

な行政監督の処置がとられておるかどうかを、お尋ねしようとするのであります。まず第一に御答弁を願いたいと思ひますのは、不当労働行為がどのように進行しておるか、またそれに対する労働省の所見、次は、基準法違反によつて告発されております。告発されておるから、裁判所にまかせるといふことになると思ふのであります。それ以外に、まだ告発はされないけれども、これに類似するものがあるけれども、現に労働団体従業員の中から投書の形ないしは陳情書の形において訴えられて、私の手元にも一員から切々たる投書が寄せられております。そこで、こういう労働条件の内容について、詳しく伺おうとは思ひます。たとえば、賃金については、この絹糸紡績会社が肩を並べます紡績十社の現在賃金とどれだけの相違があるか。初任給については、一応私どもは承知しておりますが、その後の昇給の率、その結果が、他社に比べてどういう状態であるかということを発表願いたい。

それからこの工場が、労働管理として世間に公にされ、昨日委員会に全国繊維労働組合から資料が頒布されておりますように、きわめて封建的な不当労働行為の数々の根をたどつて労働管理が行われておる。あるいは仏教の名に隠れて労働者の信教の自由が奪われておる、就学上の自由が押えられておる、集会の自由が制限がある、こういうものに対する労働省の監察はどういうものであるか、そういう点について詳しく伺つておきたいと思ふのであります。なお答弁のいかんによつて続行いたしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 ただいまの御質問の点につきましては、労働省といたしましても、基準監督署を通じて、基準関係につきましては非常に注意をいたしております。また不当労働行為につきましては、それ、関心を持つてこれを見ております。私から一々お答えいたすよりも、事務局からお答え申し上げる方が適当かと思ひます。

○中西政府委員 まず私から不当労働行為の事案につきまして申し上げておきます。近江絹糸の中岡長一という青年でございますが、昭和二十五年四月に彦根工場に入社いたしました。その後二十七年の四月に津の工場に転勤いたしました。その後会社側は、成績が不良であるという理由に、五月四日に解雇した事件でございますが、これは工場内に近江絹糸民主化闘争委員会というものを、本人が大体主になりまして、結成して活動いたしてございまして、こういうことが結局問題の中心になつたのでございます。解雇されましたが、滋賀の地労委におきましては、これが本人から持ち込まれたもので、何とかあつせんをしようというので努力いたしましたが、あつせんが不調になりました。その後さらに和解を勧告いたしたのでありますが、これも不成立に終わりました。そこでこれを正式に不当労働行為事案として審査いたしました。八月の二十六日に決定を出してあります。その決定によりまして、結局申立人すなわち職首されまし

た中岡の行為に多少の欠点は認められるが、この程度のさうな欠点は、しきりに探索すれば、一般労働者につき、おむね指摘される事柄であるから、この事実を理由として解雇するがごときはとうてい首肯し得ないところであり、被申立会社すなわち近江絹糸の就業規則所定の懲戒事由にも該当しないことは明らかであるから、申立人には解雇に相当する理由がなかつたものと認むべきであり、従つて労組法第七條一号に該当する不当労働行為だといふ判定をいたしてあります。これに對しまして、会社側が不服をいたしまして七月三日に中労委に再審査の申請を行つて来てあります。中労委におきましては、目下佐々木委員が主査でこの審査に當つておりますので、この中労委でいかなる判定が下されますか、おれわれとしましては、しばらく中労委の決定にまかしたい、かように存じております。

○井堀政府委員 御質問の労働基準法違反の關係につきまして御説明申し上げます。本工場におきまして監督の状況は、毎月一回多いときは二回程度の監督を各事業場につきまして実施いたしてあります。昭和二十三年におきまして、労働時間その他相当の実質的な違反がございまして、送検をいたし、第一審におきまして有罪の判決を受けたのでございます。使用者の方から控訴いたしまして、控訴に係属中、大赦によりまして免訴になりました。事案が一つございまして、また昭和二十六年の六月四日に、彦根の工場が御承知のように火災を起しまして、二十三名の女子労働者が死亡した事件がございまして、そういう方面におきまして、私どもとしまして特に嚴重にこの工場の監督に當つたわけでございますが、その火事は、使用者に對しまして非常に精神的な打撃を与えたと思ひます。非常に改悔の状明らかなるのがあると

申しますが、その後違反がございまして、安全衛生規則等、輕微なものにはございまして、これらのものにつきましては、その都度是正をしておる状況でございます。それがずつと参りました。昨年の十一月から、傘下の事業場におきまして生産競争というものを行つたのであります。その生産競争に對します経営者側の強い要望もあつたのかと思ひますが、深夜業の違反が見されたのでございます。従いまして、こういう問題につきましては、ただちに警告を發しましてその是正をせしめた事例もございまして、現在の全般的な各事業場の状況を申し上げますと、定期監督で参りますと、多少の事務的な形式的な違反のある場合もございまして、そして違反が参りました場合は、ただちに是正をせしめて参つてあります。津の工場あたりでは、責任者を全部かえまして、遵法の態勢を整えておるといふようなことも聞いておるわけでございます。われわれとして、いたゞきに違反についてこれを司法処分することは、必ずしも當を得た施策ではないのでございまして、違反はできるだけの是正をせしめて、實質的に労働者の労働条件を維持向上させて行くといふところに主眼を置いて、指導監督を行つて参つておるのでございます。監督に毎月、あるいは月によつては二回行つておりまして、違反があれば、その都度直させて行くといふこととございまして、われわれは今後も引続き事業場についての監督は継続して参りたい、かように思つておる次第であります。

また、お話のございました寄宿舎における信教の自由の制限、あるいは教育を受ける権利の制限というお話も、実は前々から聞いていたわけでございます。まして、監督官が事實上寄宿舎に参つてその問題を確認いたしますと、強制はいたしてないやうでございまして、従いまして、仏教を信する、あるいは仏壇を拜むといふことについては、何ら強制はいたしてありません。あるいは工場外の定時高校に通いますことも認められてはおるのでございます。ただ寄宿舎内における生活の上におきまして、多少何か暗いものがあるのじやないかといふ気がするのでございまして、そういう強制をし、また強制を受けたといふ事実は、監督官として発見できないのであります。

○井堀委員 今の不当労働行為の問題についての中西政府委員の答弁は、地労委の判定についての発表でありまして、それはもうすでに心得ております。私が伺いたたいのは、その労使の關係にだけまかせておくといふのであれば別個ですが、このような不当労働行為が地労委の手にかからなければならぬといふ事態が発生したときには、少くとも労働行政を担当する者がその確認なりをし、また——今も基調局長から報告だけを伺つたのであります。が、再三にわたる違反が、しかも有罪として判決を受けたといふ事実がある。輕微なもの、こゝう言つておりますが、その後今お認めになつただけで、二回にわたる違反が出ておる。さらに、仏教の問題についての今の井政府委員の答弁は、少し私見が入つておるやうであります。寄宿舎生活をする女子工員、特に年の低い人々の生活といふものは、基準監督行政の中で、一番やかましくいわれておるものであ

ります。寄宿舎の生活は、労働行政の上だけではないのであります。發育盛りの刺激の強い女子工員でありますから、そういう点に對しても、慎重を期さなければならぬといふ精神部面があるわけでありまして、その監督の總元締めにあつた方が、このような事実に對して、強制をしていないといふ強制といふことは、むちをもつて強制することも強制しようが、何もそればかりが強制ではない。仏壇をすえ、会社の杜訓というものをつくり、一室に集めておる。しかも室長なりあるいは工場の上司に當る人々が、命令を下して仏間に集めておる。これは私は明らかに強制だと思ふ。こういう事実について、監督署の出先から報告があつたはずであります。これに對する解釈はしばらく別といたしまして、そういう事実はお認めになるか。倉庫あるいは監督の地位にある工場長もしくはこれを代行する人たちが、工員を仏間に招集しておるといふ点について、なお明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○井堀政府委員 その場合も、監督官が監督したときに発見したところでは、事實上会社が使用者としての立場から強制をしていないことは事実でございまして、ただ、寮の生活の中における寮母と本人との關係において、多少そういうことがあつたのじやないかといふことが推察される程度でありまして、会社はこれに對して強制をしていないことは事実であります。

○井堀委員 強制といふことを、何か特別の定義でもおありのようにはしきりにおつしやつておるやうであります。が、私が例を申し上げたように、強制

か強制でないかということは、これは相手方とこれを行う者との間の主観としての問題で——客観的な事実も問題になると思いますが、おもに私は主観的なものになると思います。その点については、多くの投票が行われております。工員の多くがそう申し立てておることも事実であります。監督署が調べたところでも、その点はあがつておるはずであります。会社の社長が直接に、ここに集まつて仏壇を拜めというやうなことは言わないかもしれませんが、しかし社長でありますとか、あるいは作業場の上司から、これから拜みをやめるから集まれということを言え、これは明らかに相手方に対しては強制になると思ひます。そこで宿舎の自治に対する見解について、今日の基準監督署の総元締めである龜井政府委員からお伺ひしたいと思ひます。

○龜井政府委員 宿舎の自治の問題は、宿舎規定によりまして、その宿舎において共同生活をいたすについての時間割なりその他について、お互いに話し合ひまして、そこできめて行く、そうしてその時間割に従つて共同生活をして行くというのが、現在の基準法に規定しております自治の範圍だと思ひます。従ひまして、その時間に応じそれ／＼本人の自由というものが当然そこにあるわけでございます。そうしてその自由に従つて宿舎生活をするのが、宿舎の自治というふう

に解釈しております。

○井堀委員 今龜井政府委員がお答えになりましたことについて、大臣の見解を尋ねようと思つてあります。強制をしていないかということについて、私は自治の問題にその答えを

求めたのでありますが、今の龜井政府委員の説明では、少くとも部屋の中の活動について、おの／＼がそれ／＼話合ひの上で起居に関する方針をきめるというのが自治であるといふように言われた。ところが実際は、仏間に集まらせたり、あるいは朝晩の教訓に杜歌、誓願、杜歌などを誦まさせているわけですから、そういうものを誦まなければ罰を加えらるゝとかんといふ規定は、もちろんないのであります。そういうことを自治的にやるとすれば、申合せで行うべきことであつて、たとひ一人でもそれに反対の者があれば、多数決できめてはならないと思ひます。こういう強制であるとかないとかいふ判断の事柄は、今後の労働行政の面に対する重大な問題であると思ひますから、政府委員の見解とあわせて、労働大臣の責任ある見解を伺つておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 龜井政府委員の見解を支持いたします。その通りだと思ひます。

○井堀委員 龜井政府委員の見解と同じだと言われますが、龜井政府委員の答弁は、一つのことを二通りに答えておるが、その事実に対して相違があれば別であります。それではお尋ねしますが、一体その女子工員がそういう申合せをしたという事実を、お取調べになつたかどうか。

○龜井政府委員 そういふたとえは仏壇を拜もうというやうな申合せをしたかどうかといふことは、私は具体的に存じませんが、会社側から、あるいは寮の方から、何時から何時まで仏壇を拜めというやうな命令は、何らなされ

ていない。従つて、本人が仏壇を拜まなくても、それは本人の自由意思でございまして、それに対する会社の拘束なり、あるいは懲罰といふものはあり得ない、そういう形であります。

○赤松委員長 参議院から今また請求が来たようですから、労働大臣に対する質問をなるべく先に願ひます。

○井堀委員 たいへん時間も遅くなつて申訳ありませんが、これは近江絹糸に限つた問題ではありません。今後女子工員をどうして行くかといふことに関する非常に重要な事柄だと思ひますから、近江絹糸の事実についてお尋ねをしておるのであります。もし今のやうな解釈をそのまゝ承知するならば、室長でありますとか寮母は、一方は自治的に選ぶ、一方は経営者側が任命するが、その集合を命じているのは会社側の任命した人です。その点に対する出先の報告をどういふふうにおつて

なつてゐるか。もしそれが違つていまして、えらい違ひになる。会社の命令になるかならぬかといふことは、会社が任命してゐるところの役員、あるいは自治的に選んでゐるところの役員といふことによつて異なつてゐる。その点の報告はどう受取つておるか。

○龜井政府委員 具体的に、だれが命令したといふふうな報告は受けておりません。従ひまして、私が先ほど来申しますように、これはだれの命令によつてやつたといふふうなものではない。ただ軽い、寮母なりあるいは舎監なりが、集まらなかつたといふふうなことでないだろうか。これは私としても、現地の局長なり監督署長にもう少し事実を確かめてみたいと思つております。今まで受けた報告

では、そういう抽象的な報告しか受けていないのであります。ただ問題は、寮母なり何なりの精神的な威圧といふやうなものがあるように、私は聞いておるわけでございます。これがはたして法律違反の問題になるのかならぬのかといふことになりまして、非常にデリケートな問題であるといふことは、私も含みを持つて先ほど申し上げたのであります。

○井堀委員 私の言つておりますことは、非常に大事な点だと思つております。法律違反になるかならぬかを構成する根本問題になります。こういう事実が累積して来て、その原因をたずねて行くと、私は率直に言ひますと、封建的な労働管理だと思つて、これはひと労働行政だけではありません。宗教の名に隠れて、宗教を弱者と強者の間に用ひようになつてゐる。宗教の自由といふことは、私はそう単純なものではないと思つて、ことに年の若い、まだ意思も思想もまだ入る人が対象になるのです。それを、あなたが今大胆に会社の命令じやないかといふことは、私は少し言い過ぎた言ひ方だと思つて、この点は、どちらが命令したかといふ事実を、あなたはまだはつきりおつかみになつていない。私は、そういう考へ方が、こういう事態を生ぜしめる一つのすきになるのではないかと感ぜしめるのです。こういう労働管理が行われてゐるのは、私なりの見解ですが、一つの信念を持つてやつてゐるのだと思つて、おおむね労働基準法の違反といふか、不当労働行為といふものは一つの場合は、経済的な、背に腹はかえられぬといふ追い詰められた場

合に、知りつつやる場合、一つは、ずる／＼構へて上手に法網をくぐらうとする場合に、くぐりそこなつてひつつかかる、こういう場合が多い。しかし、これはいづれも良心的なものは持つておりますから、問題の解決には、存外合理的な結論を出すことができます。しかし島原の乱をとる必要はありません、一つの宗教的な信念を持つておる者は、自分のやつた行為を悪いと思つていません。だから、現に労働組合の行為や労働者側から立ち上る運動に対しては、お前らは仏様の言うことと間違つてゐる、おれの言うのが正しいのだ、こういう見解をとおつておりますから、この問題をほゞして行くために、今の問題が重要でありまして、お尋ねをしてゐるのに、一番公正冷静な立場をとらなければならぬ龜井政府委員のやうな人が、軽々に、相手方が強制してゐないのだと言ふことは、私は憤むべき言葉ではないかと思つて、こういう点は十分慎重に調べて、しかるべき処置を講ずるといふことでなければならぬと思つて、これは今後ほかの問題に出て来る。もし宿舎に集めてこの種の経営をやられたら、日本の繊維工業の労働者は一時に参つてしまふと思つて、こういう問題をまだ正確につかんでおいてならぬやうでは、問題があるといふことを私は究明したいと思ひます。しかし、最初から食い違ひを生じておるといふことは、まことに残念であります。

それから次に、お尋ねしてまだお答えを得ておりませんが、他の繊維工業との賃金の比較であります。ここに全織同盟が明らかにしておる報告書がありますが、これを読みますと、大体同

じやないかと思つて、大臣の見解を尋ねようと思つてあります。強制をしていないかということについて、私は自治の問題にその答えを

規模もしくはそれ以下の工場の例をとつておる。近江絹糸よりは工員のやや少い日清紡、あるいは同一地域にありまざる鐘紡釜根工場の例をとつております。これを見ますと、初任給においてはやや近接しております。近江絹糸は四千四百六十六円、鐘紡釜根は四千九百九十六円、日清紡は六千六百五十六円、敷紡の草津工場は五千円というのが出ております。それが二年目には、四千九百円であるのに対して鐘紡は六千円に上つておる。敷紡草津は五千円が六千二百八十五円に上つておる。三年目になりますと、平均にいたしまして、皮肉なことに二年目の平均数字である四千九百円から下つて四千八百三十円。ところが鐘紡釜根は六千八百十九円に上昇しております。日清紡が八千五百六十七円、敷紡のごときは七千五百九十九円。五年になつても依然として六千七百円しか払つてないのに対して、日清紡は九千三百四十円、敷紡草津は八千三百四十円というように、上になればなるほど開きが広がつておるといふことは、いかにこの工場が他の同業に比べて低い賃金であるかといふこととでありまして、この事実が否認されるか否認されるかは、あとで御答弁をいたしたくと思ひますが、こういう数字の食い違いは、私が冒頭に申しましたチープ・レーバーの一つの事実としてつかまれます。たとえば、イギリスで論議されておりますように、日本は再び基準法の裏をくぐつて、チープ・レーバーを始めたと言つております。その場合、こういう生きた事実はいかんともしがたいことになるのでありまして、これは今後の繊維の市場開拓、貿易の面に重大支障を来すものと思ひます。

であります。そういうことについて、通産大臣の見解も伺ふと思つております。また、ことにこの会社は、今度は羊毛を始めようとしております。羊毛のごときは、その原毛がどこから入つて来るかといふことを考えてもわかるように、濠洲は一番この問題をやかましく言つておる。こういう点に対する労働行政というものは、ひとり近江絹糸の問題ではない。非常に大きな問題に發展するのであつて、そういうものをかばつたり、庇護することはもちろんないと思ひます。そういうような大乗的な立場からこの問題は処理さるべきものだと考えておりますが、労働大臣は、この点に対していかなる所見をお持ちでありますか。またさつき数字について違いがあれば、その差異を明らかにしてもらひたい。

○小坂國務大臣 先ほどのいろいろの御質疑でございしますが、やはり問題は事実の認定が一番大切だと思ひますので、そういう点につきましてはおよく調べまして、本委員会に御報告するようにさせていただきます。

○井堀委員 この問題につきましては、事実を正確に把握することが前提になるようでありまして、最も近い機会に事実を明らかにしていただきたくある方がそれ／＼実情調査をされて、正確な報告をされることを期待いたしております。

○多賀谷委員 実は労使双方の責めに帰すべからざる場合の休業でありまして、ことに水害の場合であります。これは、実は基準局長と職業安定局長と石炭局長から答弁を得たわけでありまして、意見の相違もありまして、

で、労働省の責任者である労働大臣について、私は一応お尋ねしたいと思ひます。

実は基準局長にお尋ねいたしましたところ、今度の融資のわくから見舞金をひとつ出してもらうようにするといふことでありました。ところが、石炭局長にお尋ねいたしましたら、いや、とてもそこまでは手が届かないから、私としてはまだ労働省にもかへ合つたこともない、こういうお話でありました。そこで一体今度出される中小炭鉱のわくについて、休業その他の問題で一体ひとがついておるのかどうか、この点を第一点にお尋ねしたいと思ひます。

その次は、職業安定局長にお尋ねいたしました失業保険法を適用するとする保険経済としての一体やつて行けるのかどうかといふことを質問いたしました。ところが保険経済としては十分成り立つ、受入れ態勢は、立法さえあればできるということでありました。そこで政府としては、一体立法を提出する意思があるのかどうかといふことを尋ねましたところが、政府としては立法を提出する意思はない、こういうこととありました。労使双方の責めに帰すべからざる休業の場合の救済方法のないことは、政府も十分御承知の通りであります。ところが、現実非常に困つておる状態において、保険経済においては成り立つ、受入れ態勢はあるといふ事情において、一体どうして労働者保護の上に立つておる政府としては立法を出さないか、この点について質問いたしたいと思ひます。二点であります。

○小坂國務大臣 まず第一点の問題で

ございますが、現在石炭局とも話をいたしまして、賃金の遅欠配なからしむるような、融資にひもをつけるということとは話しておるのでございます。なお、この問題は、大蔵省との最終的な折衝段階にある状態でございます。

それから第二点の、労使双方の責めに帰すべからざる場合の失業保険の活用問題であります。これは事実問題といひまして、休山の場合の扱いにつきましては、労使双方の状態を見て、山の状態を見て、それ／＼の地域の安定所において認定をいたしましたものについて、失業保険法の適用を現実に行つておるのでございます。これを法制化するという御意見を聞くのでありますが、そういうことをいたしますと、失業保険法そのものの本質に触れるのでありまして、これは行政措置として行わしていただいた方が、むしろ円滑に行くのではないかと、こういうふうな考えを持つておるのであります。ただいゝゆる擬制解雇といひますか、そういう場合につきまして、ほんとうに擬制解雇を認めるのだといふかつこの情に應じて、当局の認定を待つて行かうといふのが、一番実情に即した行き方ではないか、こんなふうに考えておるのであります。

○多賀谷委員 実は行政措置として、現地においていろいろ事情を勘案して考慮しながらやつておるという話でございしましたが、現地では、必ずしもそういうふうによつておらないやうであります。やはり法律がないからといふことである。それは法を遵法するいい面もあるわけでありまして、必ずしも私はそれが不当であるといふことを言

つておるわけではないが、先ほど基準局長にも申しましたが、実にお話にならぬようなことが現実にはございします。これは天災地変であつて、事業が継続不可能であるから、解雇手当をやらなくともいいような方法にしてみたいという申請が出ております。ところが、基準監督署では、その申請をけつておりまして、申請を却下してくれまして、現実には仕事ができないのでありまして、かえつて失業保険を受給する資格が三十日延びたといふことにしかつておりません。こういう実情がありまして、私は基準監督署の処置が不当であるとは考えておりませんけれども、現実にはきつめてよくない、これはどこに原因があるかといふと、二十六条に原因があると思つてあります。そこで離職票を持つて行つて運用するといふことではなく、離職票を持つて行くことにならずに、またこれに便乗する解雇が続々起つて来るわけでありまして、二十条の精神が無効になるという状態を呈するわけでありまして、それで離職票でなく、労使双方の責めに帰すべからざる休山——これは第三者が当然認定する問題であります。そういう場合に何とか考へべきものである、かように考えるわけでありまして、単に運用とかあるいは行政措置でやるということでは、かえつてまた弊害をかもし出すのではなからうか、かように考えるのであります。政府としては、立法措置を講ずる意思はないか、もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 先ほどもお答えした通りでありまして、失業保険の本質とやら背馳するといふのも大げさで

が、多少そこに疑点を感じるものでありますが、政府として積極的にするということには、省内の意見も必ずしも統一されておらない。またかりに、するとしても、財政負担を伴いますので、大蔵省との折衝にも手間どると思ひます。そこで問題は、こういう緊急の際、できるだけ給料のとれぬというような不安を除くことを解決する点にあると思ひますので、さしあたり行政措置でやつてゐるわけであります。しかし、先ほども安定局長がお答えしたということでありますが、われ／＼といたしましては、議員立法としてお出しになる場合には、別にそれに従うということよりほかはないというふうに考へております。

○多賀谷委員 私に失業保険の性質上、なるほど必ずしも適用がいいというわけではありませんが、その立法をつくられた当時までの経緯からかんがみて、全然救済の方法がないといつてそれを放置することは、いけないと思うのであります。何でもいいのです、とにかく補償をしてやればいいわけです。そこで何らか考慮していただきたい。ことに、保険経済上十分やつて行けるということでありますので、何らか考慮をしていただきたい、これを申し述べて質問を打ち切ります。

○赤松委員長 本日はこの程度にとどめまして、二十五及び二十七両日ともに、午後一時より公聴会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後六時五十六分散会